

武蔵村山市第五次情報化基本計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

武蔵村山市

目 次

第1章 情報化基本計画の概要	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
第2章 本市を取り巻く社会環境の変化	3
1 情報化に関する社会情勢の変化	3
2 ICTを取り巻く国等の動向	6
3 東京都の情報化の取組	10
第3章 これまでの主な取組と課題	13
1 第四次情報化基本計画の主要施策の実施状況等	13
2 本市のこれまでの主な情報化の取組	14
3 今後の課題と方向性	16
第4章 市民ニーズの動向	18
1 市民アンケート調査概要	18
2 市民アンケート調査結果	18
第5章 情報化施策と取組内容	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本目標	31
3 計画の施策体系	32
4 計画の主要施策	33
第6章 推進体制	48
1 計画の推進体制	48
2 計画の進捗管理	48
3 情報セキュリティの確保	48
4 職員のICT活用能力の向上	49
資料編	51
1 武蔵村山市電子計算組織の管理運営に関する規則	53
2 情報化推進委員会委員名簿	54
3 計画の策定経過	54
4 用語集	56

※ 本文中等に「※」が付されている用語については、資料編「4 用語集」に説明を記載しています。
なお、本文中の最初に出てくる用語に「※」を記載しています。

第1章 情報化基本計画の概要

1 計画の目的

本市では、「武蔵村山市情報化基本計画」を4期にわたり策定し、行政サービスの利便性の向上や地域の活性化、効率的な行政運営を目指し、情報化の取組を進めてきましたが、平成28年度から5年間を計画期間とする「武蔵村山市第四次情報化基本計画」が令和2年度をもって満了となります。

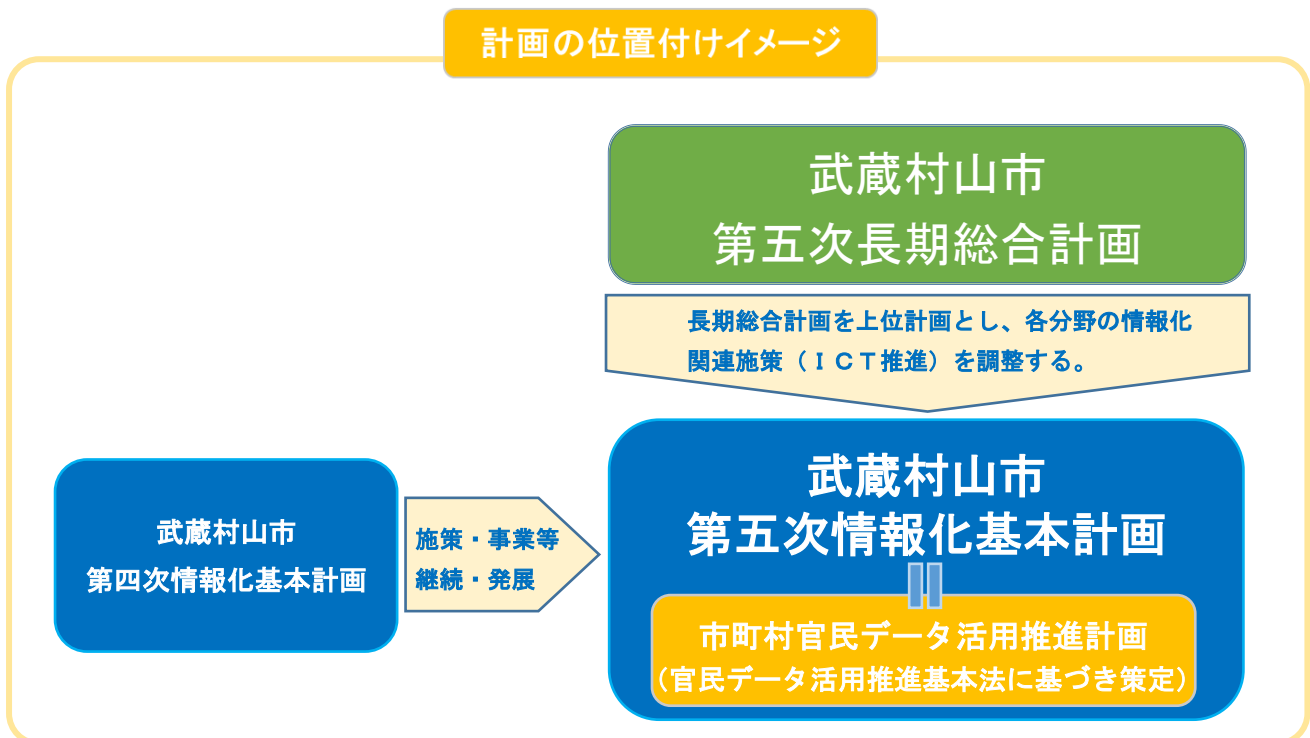
「武蔵村山市第五次情報化基本計画」（以下「本計画」という。）は、「武蔵村山市第四次情報化基本計画」以前の計画において積み重ねてきた成果を基盤にしつつ、本市のICT^{*}化を積極的に進め、業務の効率化及び市民サービスの利便性の向上を図ることを目的として策定するものです。

国や東京都の動向や時代の要請を踏まえつつ、本計画によって、本市におけるICTを活用した施策展開のビジョンを示し、市民及び市がICTの利便性を享受できるような環境を構築していきます。

2 計画の位置付け

(1) 武蔵村山市情報化基本計画の位置付け

本計画は、本市の情報化に関する施策の基本計画であり、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした「武蔵村山市第五次長期総合計画」を上位計画とし、同計画の実現をICTの側面から支援するための個別計画として位置付けます。



(2) 市町村官民データ活用推進計画としての位置付け

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号。以下「官デ法」という。）が平成28年12月に公布・施行され、都道府県においては官民データ活用推進計画の策定が義務付けられるとともに、市町村においても同計画の策定が努力義務化されました。

本計画を「武蔵村山市官民データ活用推進計画」として位置付け、掲載する施策については「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」に示された基本的な方針と官デ法に規定された根拠条項との関連性を明示するものとします。

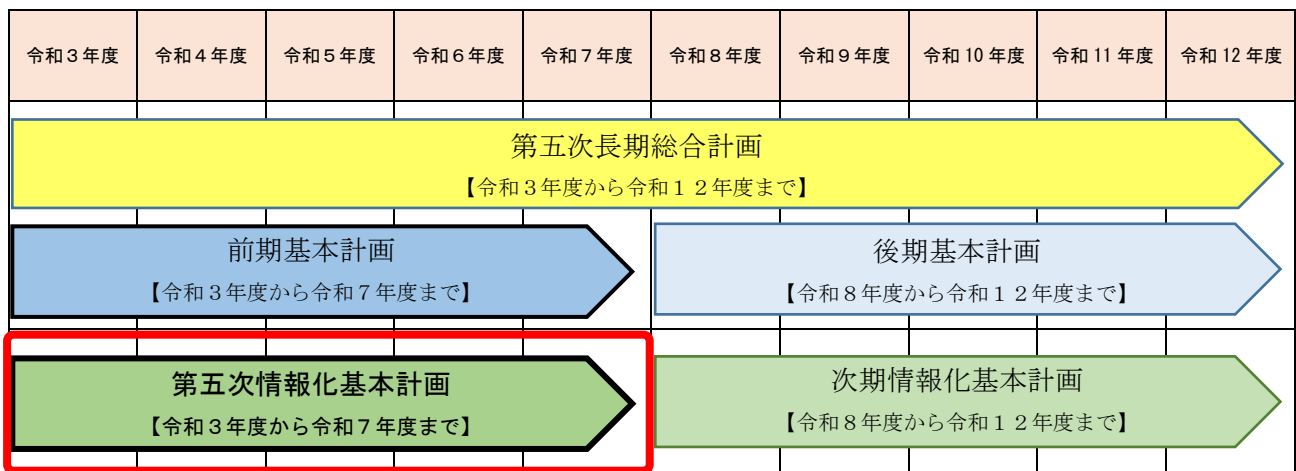
【基本的な方針と官デ法】

市町村官民データ活用推進計画策定の手引 基本的な方針	官デ法 根拠条項
手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（行政手続等のオンライン化原則）	官デ法第10条
官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータ*の促進、データの円滑な流通の促進）	官デ法第11条
個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）	官デ法第13条
利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド*対策）	官デ法第14条
情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（情報システム改革・業務の見直し（BPR*））	官デ法第15条第1項

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画期間の5年間において、ICT技術の進展や市民ニーズ、国や東京都の動向に大きな変化等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。



第2章 本市を取り巻く社会環境の変化

1 情報化に関する社会情勢の変化

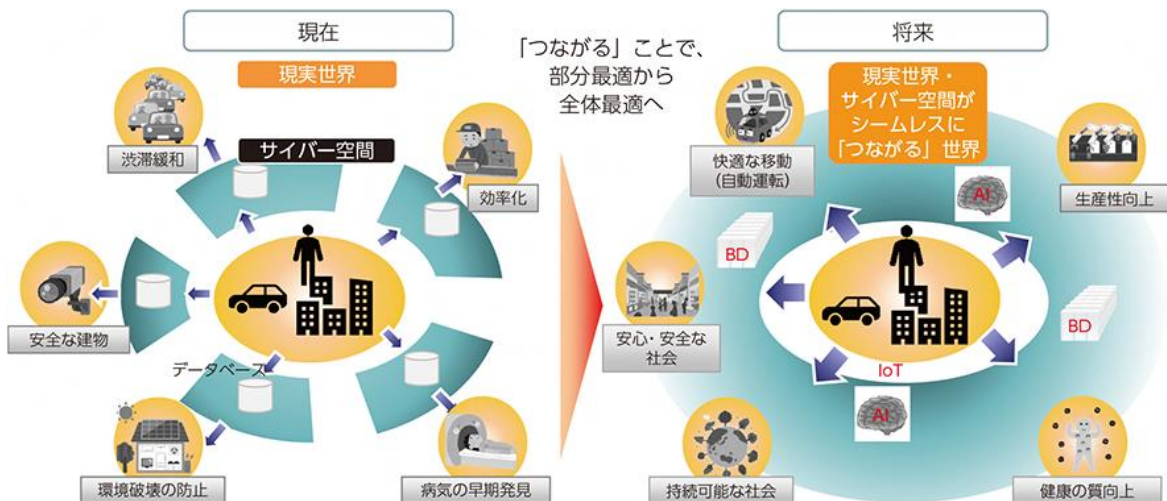
(1) デジタルトランスフォーメーション*によるイノベーション

デジタルトランスフォーメーションとは、進化したデジタル技術*が人々の生活に取り入れられ、浸透することで、より良い豊かなものへと変革するという概念であり、既存の価値観や枠組みを根底から覆し、革新や変革をもたらすことを意味します。

経済産業省では、デジタルトランスフォーメーションについて、次のように説明しています。これまでの文書や手続の単なる電子化から脱却し、ICT技術の徹底活用により、国民と行政、双方の生産性の抜本的な向上に加えて、データを活用し、ニーズにより最適な政策を実現することで、仕事の仕方や政策の在り方の変革を目指すこととしています。

本市でも、この考え方にに基づき、デジタル技術を駆使することで、市民サービスの向上と業務の効率化に取り組む必要があります。

【デジタルトランスフォーメーションのイメージ】



出典：総務省「平成30年版情報通信白書」

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けたデジタル技術の活用

SDGsは、先進国・途上国全ての国を対象に経済・社会・環境の3つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として、平成27年9月に国連で採択されました。貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由、ジェンダーなど人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和12年までに達成するという目標になっており、17のゴール(目標)とそれぞれの下に、より具体的な169項目のターゲット(達成基準)があります。

SDGsは、先進国や途上国を問わず、持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における様々な課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来

にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、暮らしの基盤の維持と再生を図ることが必要となります。

こうした時代の中、今後はI o T^{*}であらゆるモノがネットワークでつながり、ロボットやAI^{*}により「人との協働」が生まれると考えられています。このような革新的なデジタル技術によるサービスは、社会生活に大きな変化をもたらす可能性があり、これらの技術はSDGsの達成にも大きく貢献するものと考えられます。

【デジタル技術によるSDGsへの貢献イメージ】

分野	ICTソリューション（例）	SDGs
インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ICTインフラの整備 災害に強い強靱なインフラの開発促進 	
基盤生活	<ul style="list-style-type: none"> 生体情報を活用した認証基盤による公共サービスの提供 ICTを活用した就業マッチング 	
医療介護	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔医療による医療機会の提供 センサー等を活用したモニタリングや診断、予防医療・予兆検知 	
教育	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔教育システムを通じた教育機会の確保 高精細映像やインタラクティブな質の高い教育コンテンツの提供 	
農業食糧	<ul style="list-style-type: none"> スマート農業システムを活用した効率的な農業運営 ICTを活用した需給管理 	
都市地域	<ul style="list-style-type: none"> 自動運転・航空交通システム高度化による移動機会の提供 ICTを活用した買物等の生活支援 	
防災環境	<ul style="list-style-type: none"> 衛星・ドローン・センサーを活用した情報収集・災害情報の配信 AI・IoT等を活用した各種災害の観測・予知 	
観光人的交流	<ul style="list-style-type: none"> 多様な情報へのアクセス、AIを活用した多言語翻訳システム 	
金融	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービス向け基幹業務システム ブロックチェーンを用いたマイクロペイメント・キャッシュレス基盤 	
バリアフリージェンダー	<ul style="list-style-type: none"> テレワークによる就業機会の提供 ロボット・AIを活用した労働代替や障がい者支援 	

出典：総務省「令和元年度版情報通信白書の概要」

【SDGs 17のゴールのアイコン（抜粋）】

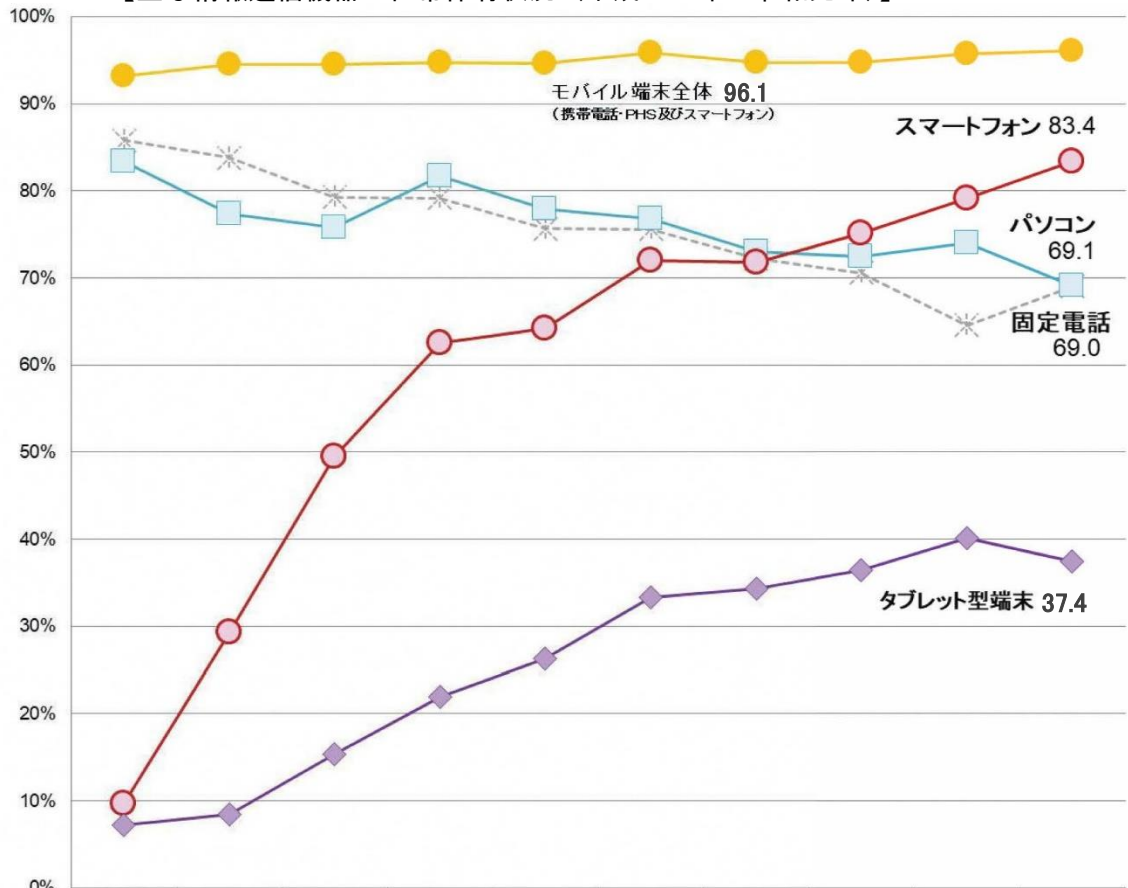


(3) デジタルデバイスの変化

全国でスマートフォンを保有している世帯が83.4%となり、パソコンを保有している世帯の69.1%を上回っています。

利用する情報通信機器の主体がスマートフォンとなったことで、今後のサービス提供に当たっては、スマートフォンを中心としながら様々なデバイスにも対応した仕組みづくりが必要になります。

【主な情報通信機器の世帯保有状況（平成22年～令和元年）】



	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
---*--- 固定電話	85.8	83.8	79.3	79.1	75.7	75.6	72.2	70.6	64.5	69.0
—□— パソコン	83.4	77.4	75.8	81.7	78.0	76.8	73.0	72.5	74.0	69.1
—○— スマートフォン	9.7	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4
—●— モバイル端末全体	93.2	94.5	94.5	94.8	94.6	95.8	94.7	94.8	95.7	96.1
—◇— タブレット型端末	7.2	8.5	15.3	21.9	26.3	33.3	34.4	36.4	40.1	37.4

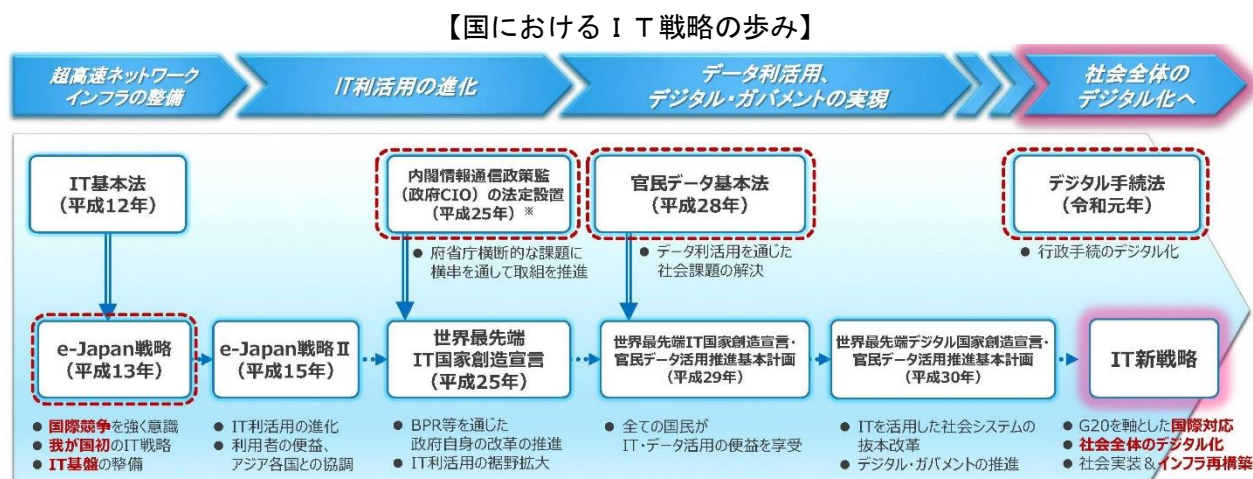
出典：総務省「令和元年通信利用動向調査」

2 ICTを取り巻く国等の動向

ICTは急速な進化を遂げており、スマートフォンやタブレット端末、SNS*等の普及は、生活に多大な影響を与え、ライフスタイルや働き方を大きく変化させています。

また、ICTの重要性が認識され、国では生活等に变革をもたらす最新のICTを積極的に活用した様々な取組を進めています。

(1) 国の戦略や法整備



出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「IT新戦略の概要」

ア 「e-Japan戦略」から「官民データ活用推進基本法」までの変遷

国は、平成13年1月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置して「e-Japan戦略」を策定し、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を始めました。また、平成25年6月には、行政・産業界・学界及び国民が皆で共有・協働し、ITや情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定してITの利活用に重点を移し、世界最先端のIT国家を目指して政策を推進してきました。

その後、平成28年12月には、行政や民間が持つ大量のデータを適正かつ効果的に活用することで社会課題を解決し、安心して暮らせる社会や快適な生活環境を実現するため、官デ法が公布・施行されました。

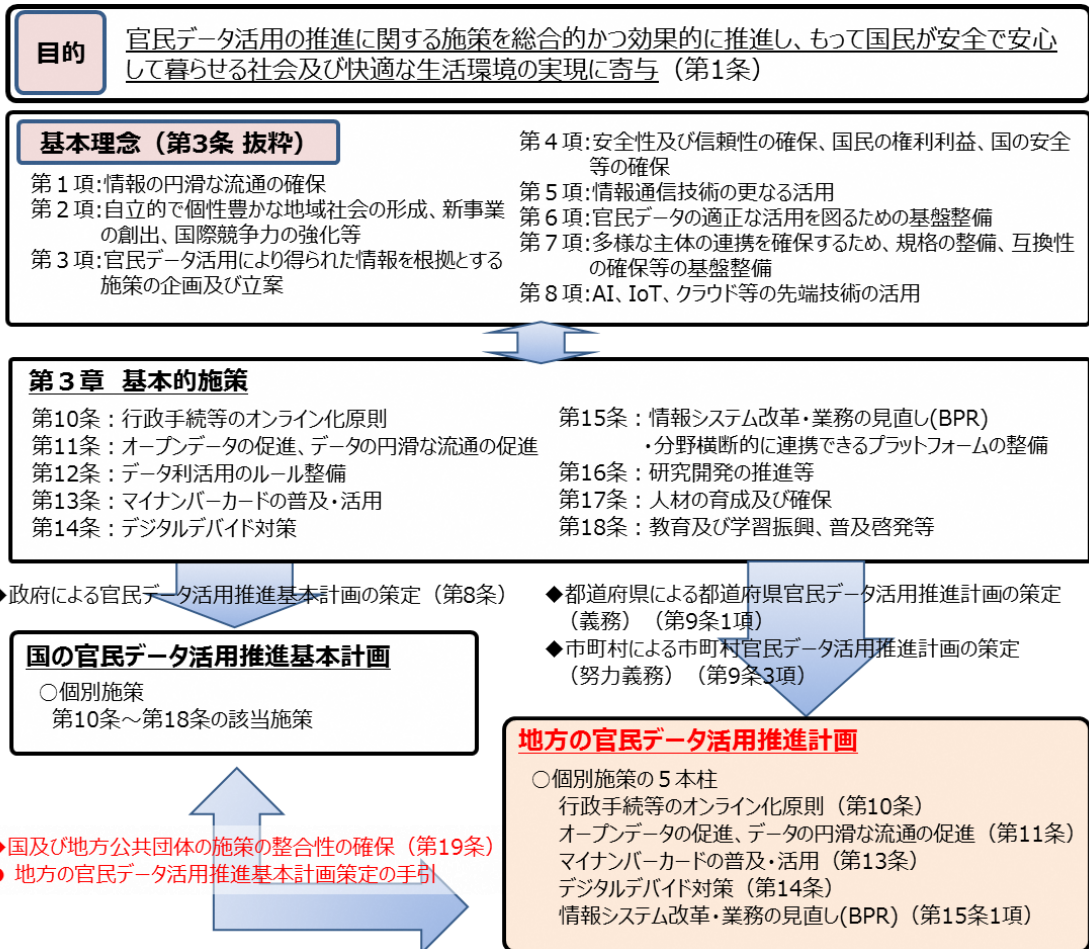
イ 官デ法成立後の状況

官デ法の成立後、国は、平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築することを同計画で明示しました。

現在は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成30年6月閣議決定、令和元年6月一部変更）へと改称し、同計画に基づきPDCAサイクル*により施策を推進しています。なお、同計画には、後述するSociety 5.0時代に向けた内容も記載されています。

一方、市町村においては、官民データ活用推進基本計画の策定が努力義務とされ、策定に当たっては、①手続における情報通信技術の利用等、②官民データの容易な利用等、③個人番号カードの普及及び活用、④利用の機会等の格差の是正、⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等の5つの柱を自治体の実情に応じて、基本的な方針として適宜掲載するよう要請されています。

【官デ法と市町村官民データ活用推進計画の関係イメージ】



出典：官民データ活用推進基本計画実行委員会・地方の官民データ活用推進計画に関する委員会
「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

また、官デ法の成立及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定に伴い、デジタル・ガバメント*分野における取組として、平成29年5月には「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。この方針では、国民と事業者の本格的な利便性の向上に重点を置いています。そのため、行政の在り方そのものについて、デジタルを前提に見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされています。そして、その方向性を具体化し、実行するため、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されています。

さらに、官デ法に掲げるオンライン化原則を推進するため、令和元年5月には「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する

法律」(令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。)が公布されました。

この法律では、デジタル技術^{*}を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則や、行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められています。

【デジタル手続法における基本原則及び必要な事項】

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則	
社会全体のデジタル化	
国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現	
デジタル化の基本原則	
①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する	
②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする	
③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する	
行政手続の原則オンライン化のために必要な事項	
行政手続における情報通信技術の活用	デジタル化を実現するための情報システム整備計画
行政手続のオンライン原則	・オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための情報システム整備計画、データの標準化、API(外部連携機能)の整備、情報システムの共用化
・行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)について、 オンライン実施を原則化 (地方公共団体等は努力義務)	デジタル・デバイドの是正
・ 本人確認や手数料納付もオンラインで実施 (電子署名等、電子納付)	・情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正(高齢者等に対する相談、助言その他の援助)
添付書類の撤廃	民間手続における情報通信技術の活用の促進
・行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、 添付を不要とする規定を整備 (登記事項証明書(2020年度情報連携開始予定)や戸籍謄抄本等(2023年度に戸籍電子証明書の提供開始予定)、本人確認書類(電子署名による代替)等を想定)	・行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
	・法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

出典：内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室「デジタル手続法の概要」

(2) Society 5.0

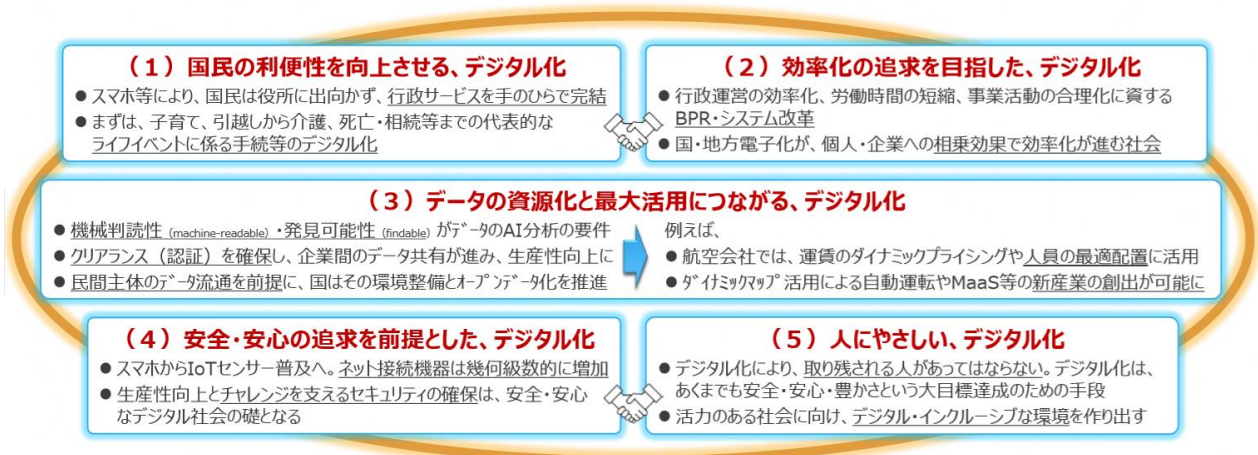
国は、今後目指していく未来の社会像として「Society 5.0」を掲げています。

この社会は、狩猟社会(Society 1.0)、農業社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)の次に到来するものとされ、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことを指します。

Society 5.0は、国の「第5期科学技術基本計画」において提唱されたものであり、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、デジタル技術が浸透した目指すべき社会像として十分に踏まえるべきものとされています。

Society 5.0の実現には、デジタル化が必須となりますが、国は、Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件として、①国民の利便性を向上させる、デジタル化、②効率化の追求を目指した、デジタル化、③データの資源化と最大活用につながる、デジタル化、④安全・安心の追求を前提とした、デジタル化、⑤人にやさしい、デジタル化の5つを掲げています。

【Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件】



出典：内閣官房情報通信技術(I T)総合戦略室「I T新戦略の概要」

(3) 「経済財政運営と改革の基本方針2020」について

国は、経済財政諮問会議での答申を経て、令和2年7月17日に「経済財政運営と改革の基本方針2020」(骨太方針2020)を閣議決定しました。

この方針の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった課題や、ウィズコロナの対応、「新たな日常」の実現などであり、新型コロナウイルス感染症が大きな影響を与えています。

行政分野においては、「Society 5.0」の実装及び活用が進んでいないことにより、先行的な取組を行っている諸外国に比べて遅れをとっているため、「制度や政策の在り方や行政を含む組織の在り方なども併せて変革していく、社会全体のDXの推進に一刻の猶予もない」と述べられています。そのため、この方針ではデジタル・ガバメントの構築を「一丁目一番地の最優先政策課題」と位置付け、行政手続のオンライン化や、ワンストップサービス※・ワンストップ化※等の取組を加速していくこととなりました。

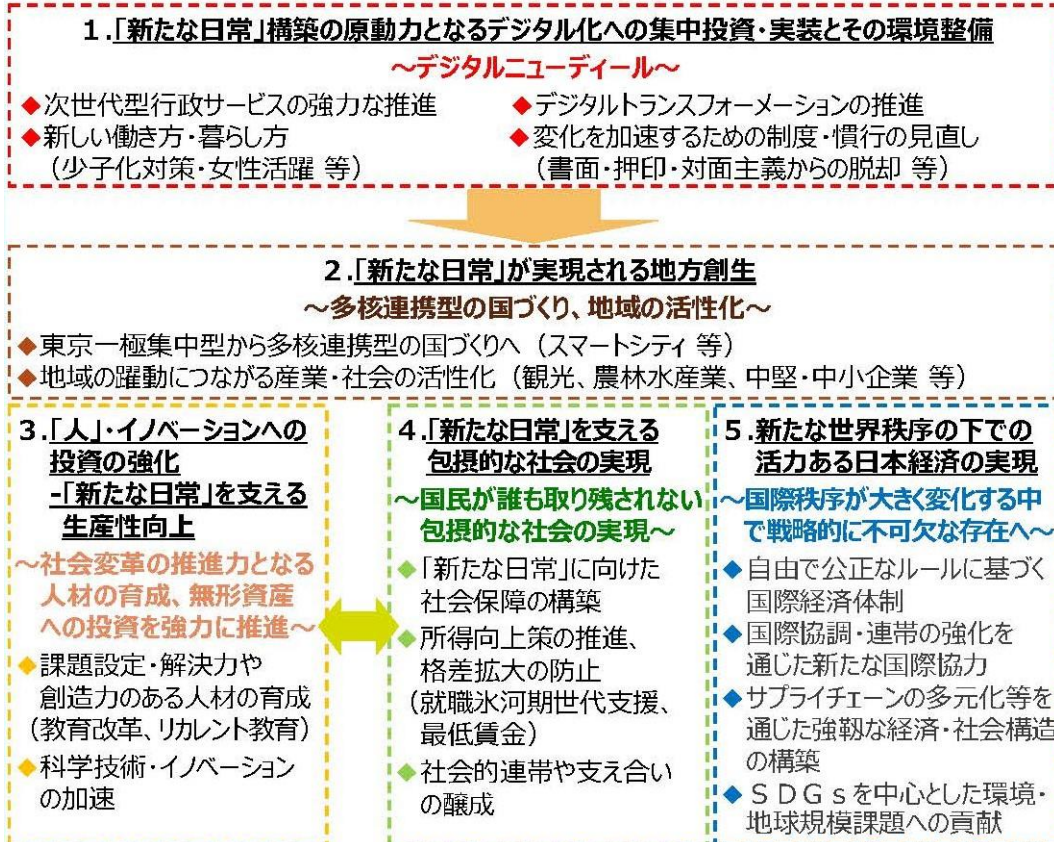
併せて、テレワーク※の促進やワーク・ライフ・バランスの実現など新しい働き方や暮らしの改革を、少子化対策や女性活躍の拡大と連携して推進していくと同時に、変化を加速するための制度や慣行の見直しを、規制改革等を通じて推進していくこととされています。

国は、この一連の動きを「デジタルニューディール」と称し、デジタル化への集中投資・実装と環境整備を行うことで、「新たな日常」の実現を進めていくこととしています。

【デジタルニューディールの概要】

「新たな日常」の実現：10年掛かる変革を一気に進める

主な施策項目について、ポストコロナ時代を見据えて年内に実行計画を策定し、断固たる意志を持って実行



出典：内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2020概要」

3 東京都の情報化の取組

(1) 東京都ICT戦略

「東京都ICT戦略」は、「官民データ活用推進計画」として位置付けられ、平成29年度から5年間の東京都におけるICT施策の方向性を示したものです。行政手続のオンライン化、オープンデータの推進など官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針を示すとともに、IoTやAIの活用など東京都独自の施策も含まれており、データやICT等を活用することで「セーフシティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ※」の実現を目指しています。

【東京都ICT戦略の概要】

<p>基本的考え方</p> <p>柱1 都市機能を高めるに当たって、ICTを活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能とは、公共インフラなど施設だけではなく、都民サービスなども含みます 行政手続を24時間365日申請可能とするなど、都民ファーストの視点を常に持ちます <p>柱2 データを活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報やプライバシーの保護、データの品質や信頼性・安全性の確保等に留意して活用していきます データの活用の際、都全体での共通プラットフォームについても検討しつつ、まずは、特定行政分野から導入を始めることも考えていきます <p>柱3 ICTを活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の行政課題解決のために、行政はオープンデータ化を推進し、民間はそのデータを用いて課題解決に有用なアプリを作成するなど、官民連携で取り組む仕組みを構築していきます <p>柱4 民間におけるICT活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる</p> <p>◎サイバーセキュリティ、データガバナンスにも留意</p>	<p>3 シ ティ の 実 現 に 反 映</p>	<p>主な施策展開</p> <p>セーフシティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 【公共インフラ維持管理】◆ICTを用い、公共インフラの維持管理を推進（設計段階から施工、点検までの情報をデータベース化し、センサー・ロボット等も活用） 【防災・減災】◆災害現場でドローンを活用した情報収集・活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆震災時の、より迅速な水道の復旧に向け、SNSで漏水情報の提供を都民等に呼びかけ、収集した漏水情報を共有 ◆ICTを活用した消防隊員の大規模災害図上訓練、都民向け防災体験車両の導入 【警備等】◆犯罪被害が及ぶ兆候をSNSサイト等Web上の情報から早期に把握 <ul style="list-style-type: none"> ◆画像・映像解析技術の社会実装に向け、都による実証実験フィールドの提供 <p>ダイバーシティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 【公共データ・ビッグデータ活用等】 <ul style="list-style-type: none"> ◆ビッグデータ・AIを活用して、都民ニーズを把握・分析する等、施策検討に生かす 【ロボットほかICTの活用】 <ul style="list-style-type: none"> ◆感知、判断、駆動機能を有する次世代介護機器について効果を検証しながら普及を促進 【働き方改革】◆テレワークを都庁から率先して導入。民間事業者への導入を後押し <ul style="list-style-type: none"> ◆保育現場でのICT化の推進 ◆AI等を活用した業務の効率化 【教育】◆教育におけるデータを分析し、ICTの効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ◆官民連携した高度IT人材の育成 <p>スマートシティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 【スマートエネルギー都市】 <ul style="list-style-type: none"> ◆IoTやAIなどを活用した環境性能の高いエコハウスの普及促進 【フィンテック】◆国際金融都市・東京の実現に不可欠なフィンテックの発展に向け海外企業を誘致 【産業振興】◆中小企業が取り組むIoT活用による工場の生産性向上等を支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆収益性の高い農業経営の確立に向けICTの活用を促進 【観光、多言語】◆デジタルサイネージで、災害時等に情報が一斉配信できる仕組みの構築、多言語化に向け個人属性情報との連携 【交通】◆自動運転や需要予測信号制御の導入 <ul style="list-style-type: none"> ◆初めて利用する人や、外国人、障害者等、誰にとってもわかりやすい屋内外の移動支援 【オープンデータ等】◆データ公開とともに、APIの活用でオープンデータの民間による利活用促進 【島しょの通信環境】◆伊豆諸島の5村6島に海底光ファイバーケーブルを整備 【行政手続の電子化】◆情報セキュリティを確保しつつ、利用が多い手続等から順次電子化
--	---	---

出典：東京都「東京都ICT戦略の概要」

(2) スマート東京実施戦略

東京都では、令和元年12月、東京の未来の羅針盤となる「未来の東京戦略ビジョン」を公表しました。その中で、目指すべき未来の東京都の姿の一つとして打ち出したのが、デジタルの力で東京のポテンシャルを引き出し、東京都民が質の高い生活を送ることのできる「東京版Society 5.0『スマート東京』の実現」です。そのための戦略として「スマート東京実施戦略」を策定し、東京都ICT戦略で実現するとしている「セーフシティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」の3つのシティにより、都民のQOL*の向上を図ることを目指しています。

【スマート東京の全体像】



出典：東京都「スマート東京実施戦略」

(3) TOKYO Data Highway (TDH)

先に掲げた「スマート東京」を実現するための取組方針として中核となるのが「TOKYO Data Highway」です。電波の道でつながる東京を目指し、いつでも、誰でも、どこでも「つながる東京」を実現するとしています。

この「TOKYO Data Highway」では、5G※を中心とした高速モバイルネットワークを都内に整備することで、様々な施策を展開するとしています。先行実施エリアとして、都内5つのエリアでそれぞれの地域特性をいかしたデータ駆動のまちづくりモデルを構築し、順次、都内各地へ取組を拡大するとしています。その中でも、東京都庁がある西新宿を重点エリアに指定し、5GアンテナやWi-Fi、LED灯等を搭載したスマートポールの設置やスマートオフィスの実現、都民向けの5G普及啓発イベントが行われる予定となっています。



出典：東京都「スマート東京実施戦略」

第3章 これまでの主な取組と課題

1 第四次情報化基本計画の主要施策の実施状況等

平成28年度から令和2年度までの5か年を計画期間とする「武蔵村山市第四次情報化基本計画」では、「ICTを活用した、暮らしやすい活力あるまちを目指して」を基本理念に各情報化施策を展開し、4つの基本目標の下、24の主要施策を計画して進捗管理を行ってきました。

令和2年8月末時点での各施策の実施状況は、以下の表のとおりで、全24主要施策のうち、実施済が17施策、一部実施済が1施策、検討中が5施策、未実施が1施策という結果になりました。検討中が5施策あり、これらについては課題が残っているものの、全体的にはおおむね計画どおり進捗しました。

【主要施策の実施状況一覧】

主要施策名	実施状況	今後の対応
基本目標1：ICTを活用したより便利な行政サービスの実現		
① 電子申請サービスの拡充	実施済	●
② インターネットを利用した申込みサービスの拡充	一部実施済	●
③ コンビニ交付等の実現	実施済	◎
④ 電子納付サービスの拡充	実施済	●
⑤ SNSなど情報交流メディアの活用	実施済	●
基本目標2：効率的・効果的な行政運営へのICT活用		
① 基幹系システム※の再構築	実施済	◎
② 財務会計システムの再構築	実施済	◎
③ 文書管理システムの導入	検討中	●
④ 人事給与システムの再構築	検討中	●
⑤ 校務支援システムの整備	実施済	◎
⑥ 目的に合わせたOA機器の整備	実施済	●
⑦ 統合型GISシステムの整備	未実施	—
⑧ eLTA X利用の拡充	実施済	●
⑨ ICTの業務継続計画の策定	実施済	◎
⑩ 情報セキュリティの確保	実施済	●
基本目標3：暮らしやすさと安心・安全を実感できるまちづくりに向けたICT活用		
① 避難行動要支援者名簿管理システムの導入	実施済	◎
② 情報提供サービスの拡充	検討中	●

基本目標４：人々が思いやりを持ち活性化・成長し続けるまちづくりに向けたICT活用		
① 図書館総合情報システムの拡充	実施済	◎
② 市所蔵写真のデジタルアーカイブ*	検討中	●
③ ICT講習会の実施	実施済	●
④ 学校図書館のオンライン化	検討中	●
⑤ 教育用タブレット型端末の導入及び環境整備	実施済	◎
⑥ 情報メディア等を活用した観光PRの充実	実施済	◎
⑦ Webサイトを通じた市保有データの提供	実施済	●

凡例 ◎：完了 ●：引き続き実施等 —：実施しない

特に、主要施策の一つである基本目標１の「①電子申請サービスの拡充」については、更なる手続の利便性の向上のため、国が推進の動きを加速させており、本計画においても引き続き、重要な課題となります。

また、AI、RPA*等の活用、オープンデータを含めた各種データの利活用については、これまでも取組を進めてきましたが、本計画においても積極的に施策を展開していく必要があります。

2 本市のこれまでの主な情報化の取組

(1) ICTを活用したより便利な行政サービスの実現

電子申請サービスについては、平成30年度から新たに「自治会加入申込」、「自治会長変更申請」、「市民なやみごと相談予約」等のメニューを追加し、拡充を図りました。

また、ICTを活用したサービスとして、電子納付できるサービスの拡充やインターネットを利用した公共施設の予約が可能となったほか、公共施設予約システムに各種団体の活動内容を掲載することにより生涯学習活動の活性化を図りました。

さらに、平成27年度に市民等がSNSを通じて市の魅力を情報発信する仕組みとして「武蔵村山市の魅力教え隊（#MM教え隊）」を導入し、平成30年度には「#MM教え隊」を付けて投稿した記事が集約されたSNSへのリンクの周知を図り、誰もが簡単に「#MM教え隊」を付けた情報を入手することができるようになりました。

マイナンバー制度*への対応としては、平成27年10月から全国で運用が始まったことを受け、平成28年度にマイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付サービスを開始しました。また、情報提供ネットワークシステム*による他自治体等との情報連携も開始し、申請手続の際の添付書類の省略化を進めています。

【現在オンライン化している申請等】

No.	オンライン化している行政手続や申請等	手続・申込ツール
1	自治会加入申込	東京電子自治体共同運営 電子申請サービス
2	自治会長等届出	
3	市乗合タクシー利用者登録申請	
4	飼い犬の死亡届	
5	外来種、鳥獣、ペット情報受付	
6	市民なやみごと相談予約	
7	児童手当・特例給付 額改定認定請求書 額改定届出	
8	児童手当・特例給付 受給事由消滅届出	
9	乳幼児・義務教育就学児医療証再交付申請	
10	公文書開示請求	
11	市ホームページバナー広告掲載申込	
12	市報むさしむらやま広告掲載申込	
13	子宮頸がん検診申込申請	
14	子宮・乳がんセット検診申込申請	
15	前立腺がん検診申込申請	
16	がん三セット検診（胃・大腸・肺）申込申請	
17	眼科検診申込申請	
18	肝炎ウイルス検診申込申請	
19	乳がん検診申込申請	
20	児童手当等の受給資格及び額の認定の請求	ぴったりサービス※ (マイナポータル※)
21	児童手当等の額の改定の請求及び届出	
22	児童手当等の氏名変更・住所変更等の届出	
23	児童手当等の受給事由消滅の届出	
24	児童手当等の現況届	
25	教育・保育給付認定の申請	
26	保育施設等の新規利用申込	
27	保育施設等の継続利用申込	
28	妊娠の届出（母子健康手帳の交付）	

(2) 効率的・効果的な行政運営へのICT活用

自治体を取り巻く情報基盤についての環境も大きく変化し、平成27年10月にマイナンバー制度の運用が開始されたことに伴い、平成28年度に、国が掲げたインターネット上のセキュリティを強化する「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、庁内ネットワークをマイナンバー利用事務系、インターネット接続系及びLIGWAN※接続系に分ける3層分離を行うとともに、自治体情報セキュリティクラウド※への参加などのセキュリティ対策の強化を行いました。

また、平成29年度に災害発生時にシステム障害が発生しても重要業務を可能な限り中断さ

せず、中断しても早期にシステムを復旧させる、業務継続を実現するための「武蔵村山市業務継続計画（ICT編）」を策定しました。

さらに、基幹系システム、財務会計システムなどの業務システムの最適化を図りながら、平成30年度には情報システムを調達する際に職員が共通して遵守すべき事項をまとめ、事業者の選定から構築までの導入手順を明確化した「武蔵村山市情報システム調達基本方針」を策定しました。情報システムの調達手続を標準化して調達の透明性及び公平性を確保するとともに、市の電子計算組織を統合的に管理し、業務の効率化及び適正化を図りました。

同じく平成30年度には「武蔵村山市情報セキュリティポリシー※」を全面改定し、セキュリティインシデント対策の強化を行うとともに、全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施し、市の情報資産を守る対策を行いました。さらに、令和2年度には業務で使用するパソコンに搭載したWindowsのアップデートを集中管理できるようにし、脆弱性の修正プログラムを適用してWindowsのシステムを最新の状態に保てるようにすることで、セキュリティレベルの向上を図りました。

(3) 暮らしやすさと安心・安全を実感できるまちづくりに向けたICT活用

災害時において自力で避難することが難しく、支援を必要とする市民（避難行動要支援者）をあらかじめ登録し、地域の避難行動要支援者の把握、個々の状況の確認、避難訓練等災害に備えたそれぞれの活動に活用するため、避難行動要支援者名簿管理システムを導入しました。

(4) 人々が思いやりをもち活性化・成長し続けるまちづくりに向けたICT活用

令和2年度に文部科学省が推進するGIGAスクール構想※に基づき、市立小・中学校の児童・生徒に一人1台の教育用タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを整備し、ICT教育の環境整備を行いました。

また、同じく令和2年度には図書館総合情報システムの入替えを行い、システムをクラウド※化し、インターネットからの予約、検索等をスマートフォンやタブレット端末からも行えるようにしたほか、読書履歴管理機能等の追加も行いました。

さらに、令和2年度に情報リテラシーの向上やスマートフォン等の操作能力の向上を図るため、公民館講座として、市民を対象にICT講習会を実施しました。

3 今後の課題と方向性

(1) 市民サービスにおけるデジタル化

スマートフォンの浸透など情報端末の普及により市民の日常生活の中にもオンライン手続が浸透してきている中で、オンラインによる行政手続は、まだ一部に限られていることから、更なる利便性の向上を図り、急速に進む著しい技術革新などに対応するICTを活用した一層便利で使いやすい市民サービスの提供を検討する必要があります。

また、今後もデジタルデバイドの解消に向けて、新たなツールの活用支援や市民がより便利さを感じることができる、市からの情報提供やサービスの利用方法を検討していく必要があります。

(2) 地域におけるデジタル化

市民が情報収集やコミュニケーションに用いるツールは、ICTの進展とともに、パソコンや携帯電話（フィーチャーフォン）からスマートフォンやタブレット端末に代表されるスマートデバイスへと変化しています。これまで市ホームページやSNSにおいて、情報伝達手段の拡充に努めてきましたが、更に市民サービスの向上を図るには、現在導入しているSNS以外の新しいツールを活用した効果的な手法を取り入れた仕組みづくりが必要です。例えば、個々のニーズに応じた情報を届けたり、災害時においても確実に情報を届けたりするものです。

また、様々な地域課題の解決に資するため、市が保有する情報を市民、事業者等が必要に応じて自由に利用できるように公開するオープンデータを推進することも重要です。

(3) 行政におけるデジタル化

クラウドや仮想化技術などを活用した効率的で安全性の高い情報システムの構築が可能となったことを踏まえ、こうした新しい技術を活用したシステムを導入して経費縮減や高機能化等を検討する必要があります。そして、今後の人口動向、働き方改革など社会状況が変化しても自治体として本来担うべき機能を発揮し、行政サービスの利用者である市民の目線に立って地域の課題を解決できる仕組みを構築するためにも、AIやRPAなどの最先端のICT技術の活用などに積極的に取り組み、行政のデジタル化を推進していく必要があります。

第4章 市民ニーズの動向

1 市民アンケート調査概要

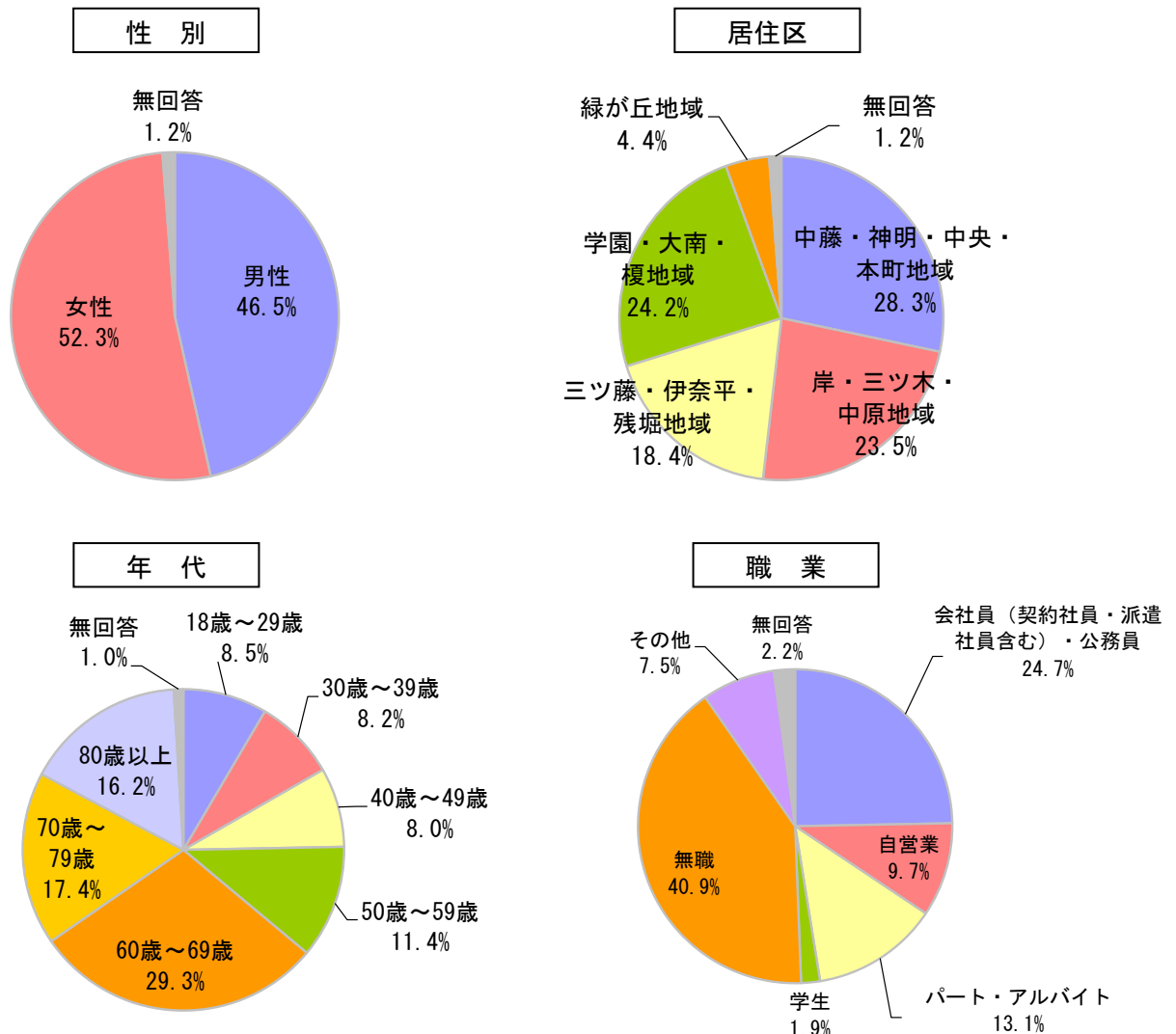
市では、令和2年9月に、無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人に対し、市民アンケート調査を実施し、市民のICT環境、市が行っている電子行政サービスの利用状況等について413人から回答を得ました。

本章では、調査の集計結果から得られた市民の情報化に対するニーズや計画策定に当たり考慮すべき事項等について整理します。

項目	内容
実施期間	令和2年9月1日から同年9月21日まで
配布対象者	18歳以上の市民1,000人
対象者選定方法	令和2年8月1日現在の住民基本台帳登録者から無作為抽出
配布・回収方法	郵送によるアンケート調査票送付及び回収
回答率	41.3%（有効回答数：413通）

2 市民アンケート調査結果

(1) アンケート回答者の属性



回答者の年代では、60歳以上が全体の6割以上（62.9%）を占め、高齢層の回答が多い結果となっています。市の60歳以上の人口割合が約3割（30.9%）であることを考えると、高齢層が比較的市の情報化に対して関心が高いことがうかがえます。

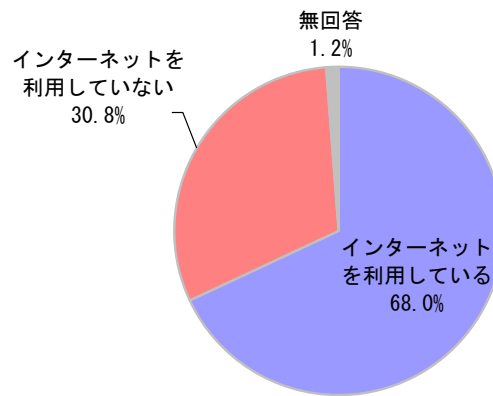
(2) インターネットの利用状況

市民のインターネットを利用している割合は、68.0%でした。

年齢別で見ると、49歳以下では100%、50歳から59歳でも91.5%となり、59歳以下ではほとんどがインターネットを利用している結果となりました。

一方、70歳から79歳では34.7%、80歳以上では25.4%となり高齢になるほど利用率が低くなっています。

「インターネット利用状況」（全体）



「インターネット利用状況」（年代別）

単位：%

年 齢	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
割 合	100.0	100.0	100.0	91.5	76.0	34.7	25.4

(3) インターネットへの接続機器

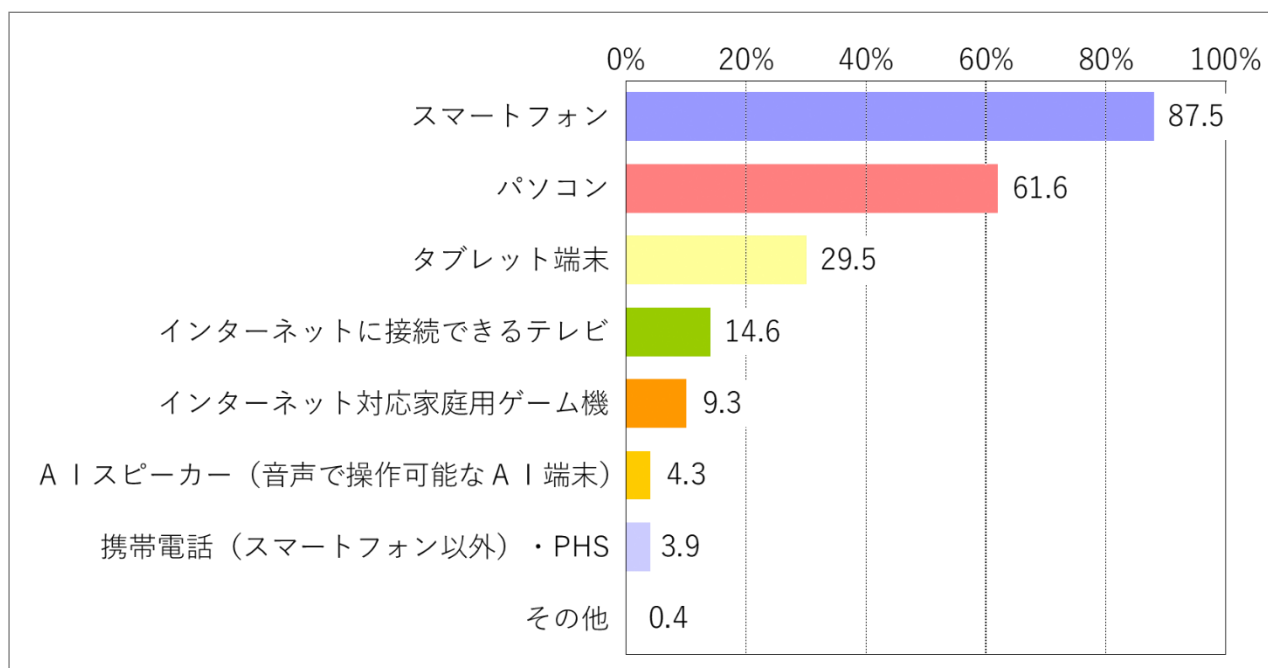
市民のインターネット接続機器は、スマートフォンが最も多く87.5%で、順にパソコン61.6%、タブレット端末29.5%となっています。

「令和元年通信利用動向調査」（総務省調べ。以下「国調査」という。）でもスマートフォンが63.3%と最も多く、次いでパソコンが50.4%、タブレット端末が23.2%となっており、スマートフォンが最も多い結果は同じですが、次に多いパソコンとスマートフォンの差は国と比べて市の方が大きくなっています。

インターネットを用いた情報提供にはスマートフォンが有効であると思われませんが、70歳以上ではスマートフォンの利用割合が低くなるため、配慮が必要です。

また、80歳以上ではパソコンの利用状況が他の年代と比較して高い傾向が見られます。

「インターネット接続機器」（全体）



「インターネット接続機器」（年代別）

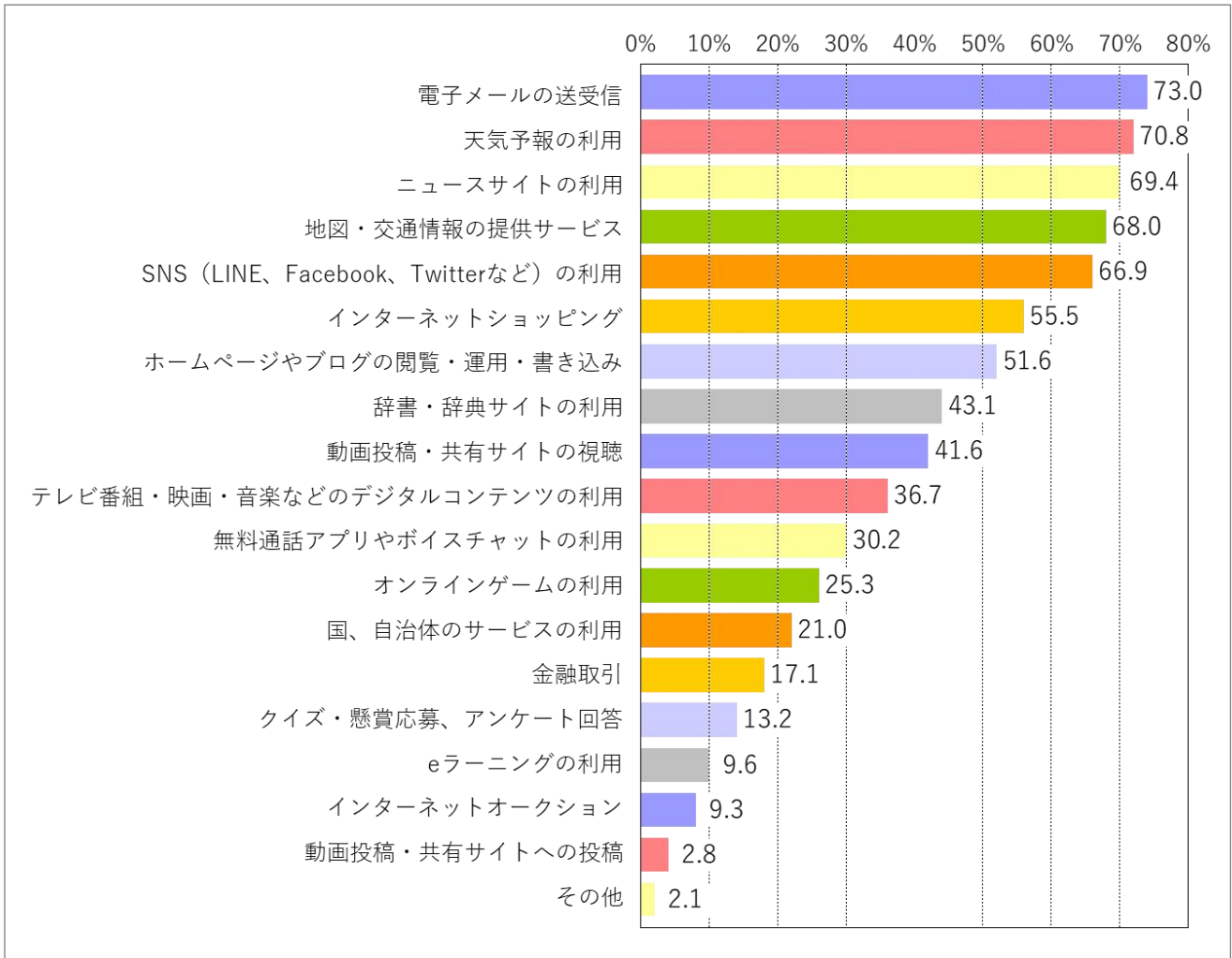
単位：%

	スマートフォン	パソコン	タブレット端末	インターネットに接続できるテレビ	インターネット対応家庭用ゲーム機	AIスピーカー	携帯電話・PHS	その他
全体	87.5	61.6	29.5	14.6	9.3	4.3	3.9	0.4
18歳～29歳	100.0	51.4	37.1	20.0	28.6	2.9	2.9	0.0
30歳～39歳	100.0	58.8	35.3	23.5	20.6	11.8	0.0	2.9
40歳～49歳	97.0	72.7	18.2	9.1	15.2	6.1	0.0	0.0
50歳～59歳	93.0	58.1	25.6	11.6	2.3	4.7	2.3	0.0
60歳～69歳	83.7	64.1	30.4	16.3	2.2	1.1	7.6	0.0
70歳～79歳	72.0	56.0	28.0	8.0	0.0	8.0	0.0	0.0
80歳以上	47.1	64.7	29.4	0.0	5.9	0.0	11.8	0.0

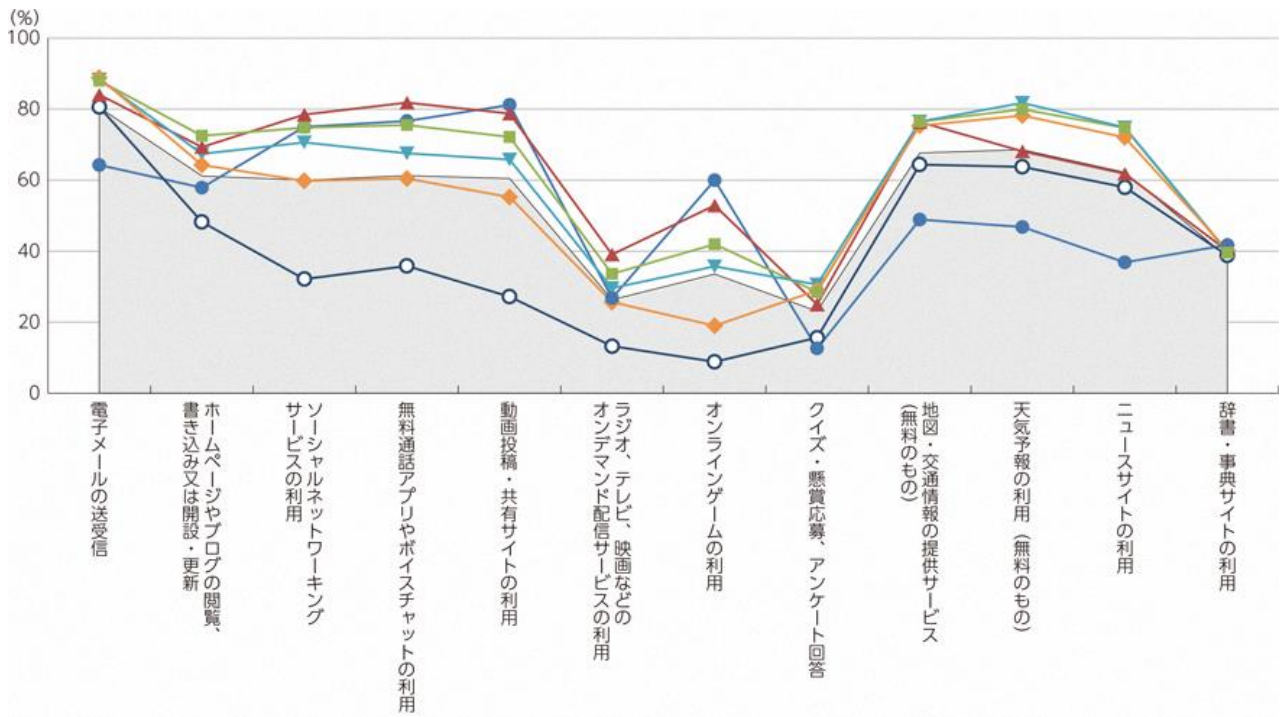
(4) インターネットの利用目的

インターネットの利用目的としては、「電子メールの送受信」が最も多く、次いで「天気予報の利用」が多く、国の調査と同様の結果となっています。

「インターネットの利用目的」（市のアンケート回答）



「年齢層別インターネットの利用目的」（令和元年情報通信白書回答）



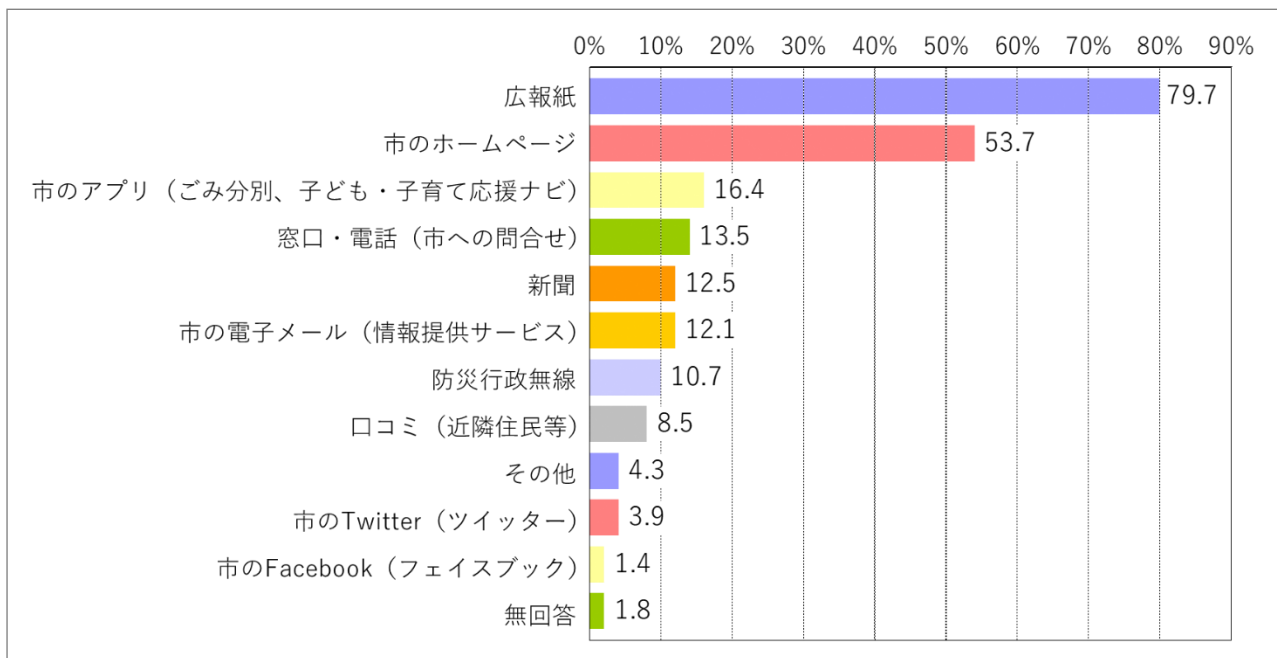
全体
● 13～19歳 (n=2,294) ▲ 20～29歳 (n=3,199) ■ 30～39歳 (n=4,174)
▼ 40～49歳 (n=5,089) ◆ 50～59歳 (n=5,268) ○ 60歳以上 (n=7,423) n= 設問の回答の対象者数

(5) 市からの情報入手手段

市民が市から情報を入手する方法は、広報紙から入手すると回答した方が約8割と最も多くなっています。次いで、市のホームページから入手すると回答した方が5割以上、以下順に市のアプリ、窓口・電話、新聞となっています。Twitter（ツイッター）やFacebook（フェイスブック）などのSNSで市の情報を入手している方が少ないため、今後は登録者の増加を図るとともに、運用方法の検討が必要です。

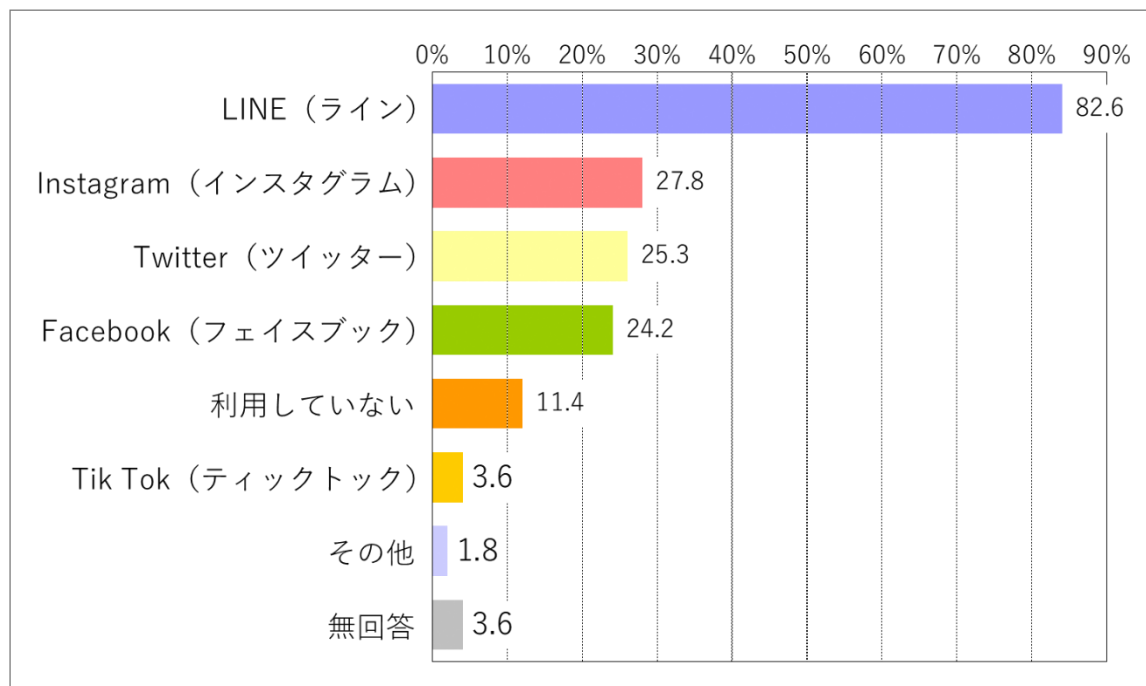
また、情報の電子化に当たっては、情報通信端末としてスマートフォンの保有率は全体で87.5%と高いものの、年代が上がるほどその保有率は下がっていくことから、引き続き紙媒体での情報提供を継続しながら市のホームページやSNSの活用を図っていく必要があります。

「市からの情報入手手段」



さらに、SNSの利用割合においては、下表のとおり突出してLINE（ライン）の利用者が多くなっています。今後は、既存のSNSの利用者を増やすとともに、市の公式LINE（ライン）アカウントの取得についても検討が必要です。

「市民が利用しているSNSの割合」



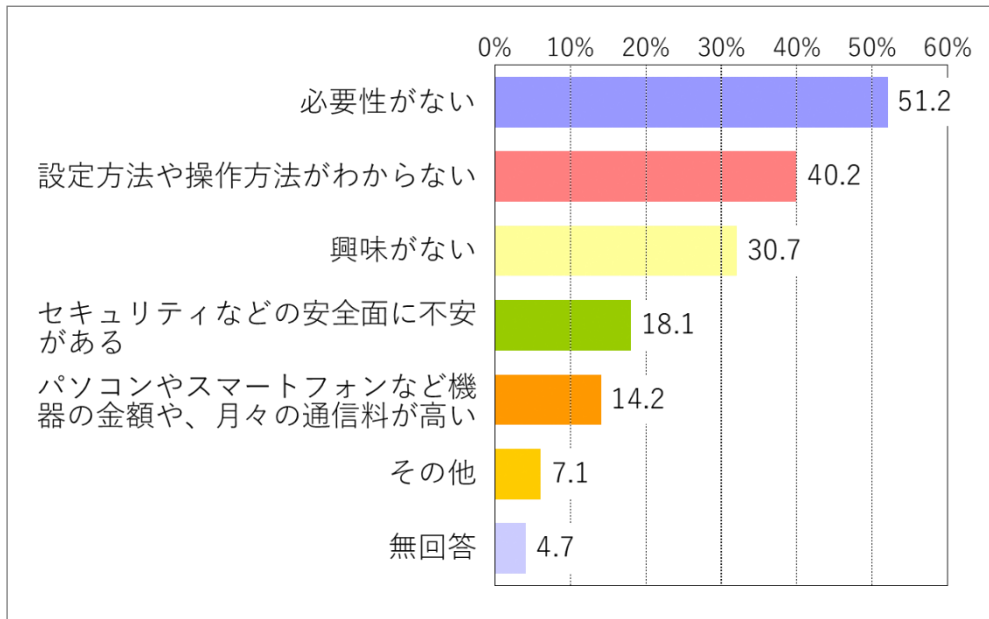
(6) インターネットを利用しない理由

インターネットを利用していない理由として「必要性がない」と回答した方が最も多い結果となりました。

一方、「設定方法や操作方法がわからない」と回答した方が全体で2番目に多い回答となりました。

このことから、デジタルデバイドの解消を図るため、引き続きインターネット接続機器の操作技術の向上を図る講習会の開催などが必要であると思われます。

「インターネットを利用しない理由」

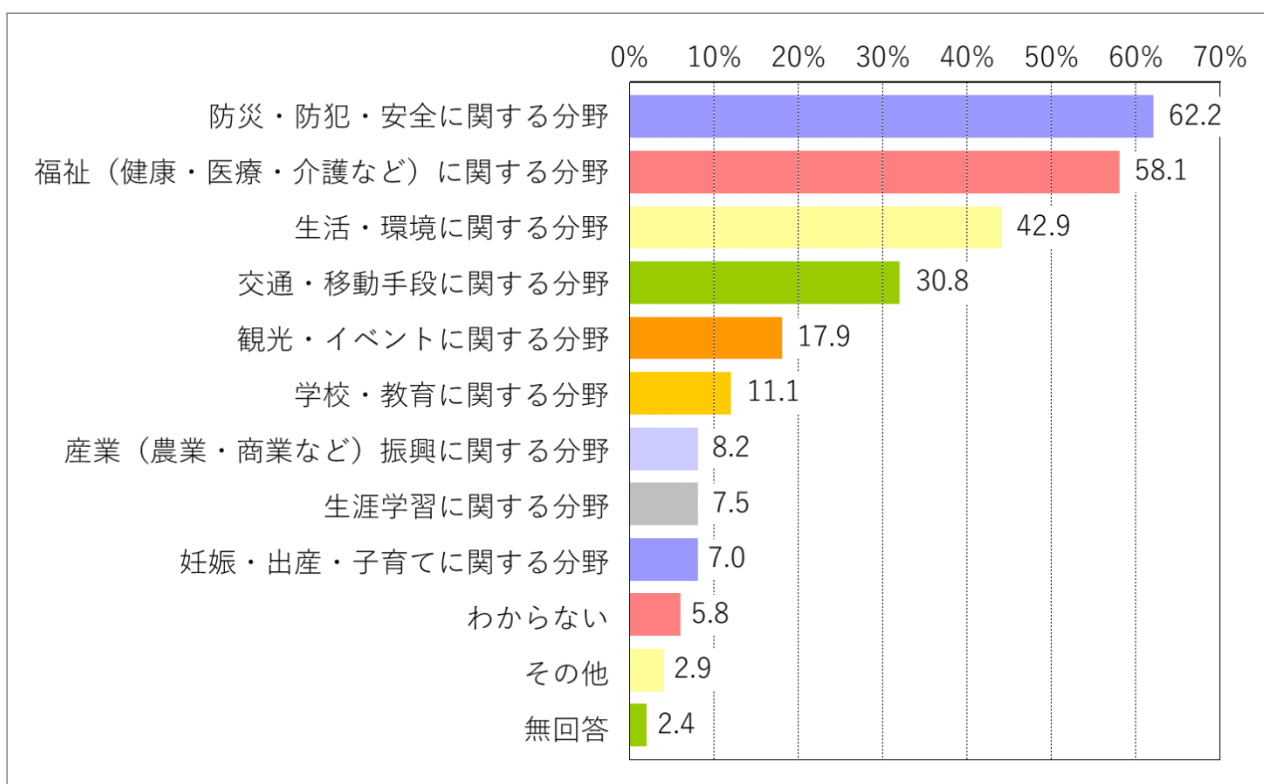


(7) 市民の関心等が高い行政サービス分野

市民の関心や利用意向が高い行政サービスの分野は、順に防災・防犯・安全に関する分野（62.2%）、福祉に関する分野（58.1%）、生活・環境に関する分野（42.9%）となりました。

近年の台風や地震等の自然災害等への警戒や、超高齢社会、新型コロナウイルス感染症への対応といった社会環境の変化に対する関心が高いものと思われます。

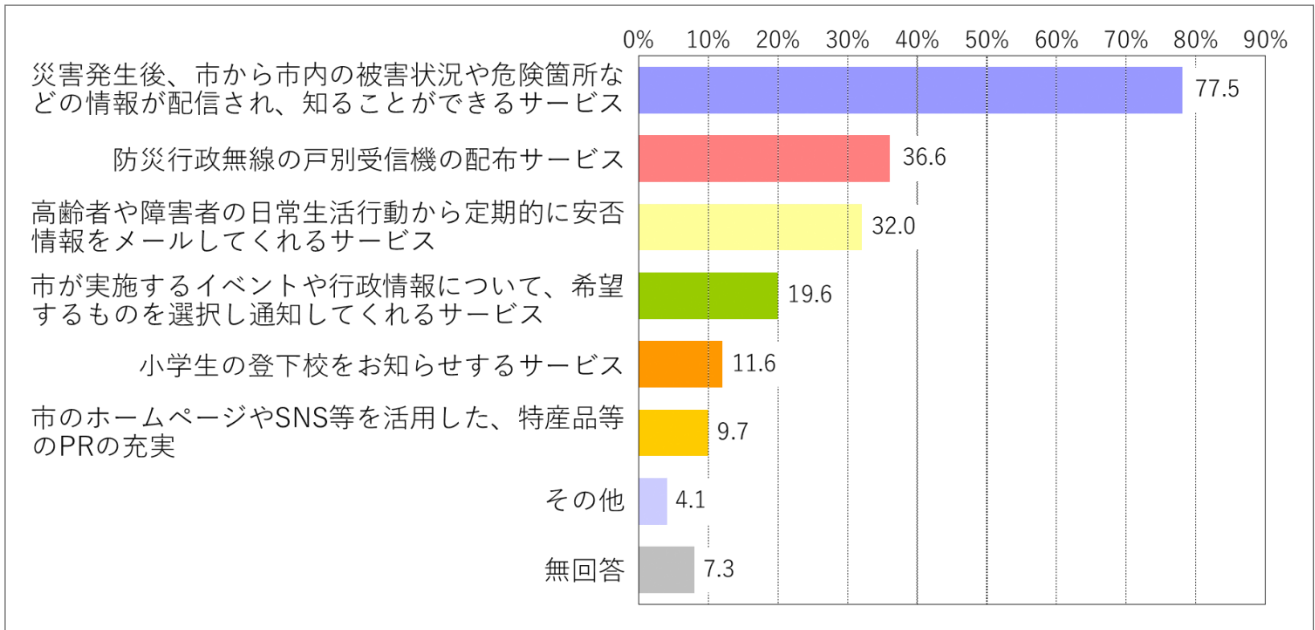
「関心や利用意向が高かった行政サービス分野」



(8) 実現してもらいたい情報配信サービス

実現してもらいたい情報配信サービスは、(7)の市民の関心が高い行政サービス分野で最も回答が多かった、防災・防犯・安全に関する分野に区分される災害発生時の情報提供に関するサービスが最も多い結果となりました。

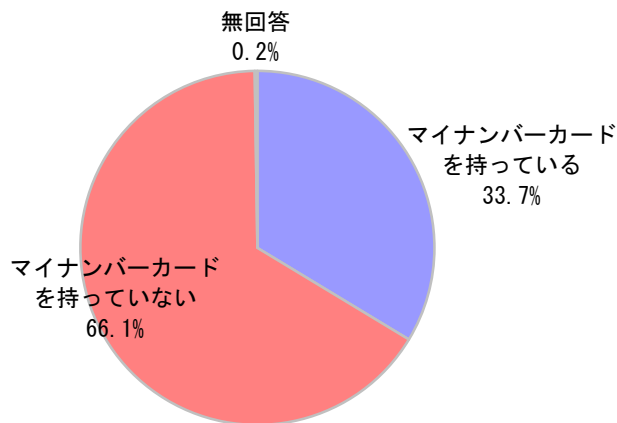
「実現してもらいたい情報配信サービス」



(9) マイナンバーカードについて

この調査では、マイナンバーカードを持っていると回答した方は、33.7%でしたが、令和2年9月1日時点で市で捉えているマイナンバーカードの普及率は20.1%で、全国の19.4%と比べ、少し高くなっています。

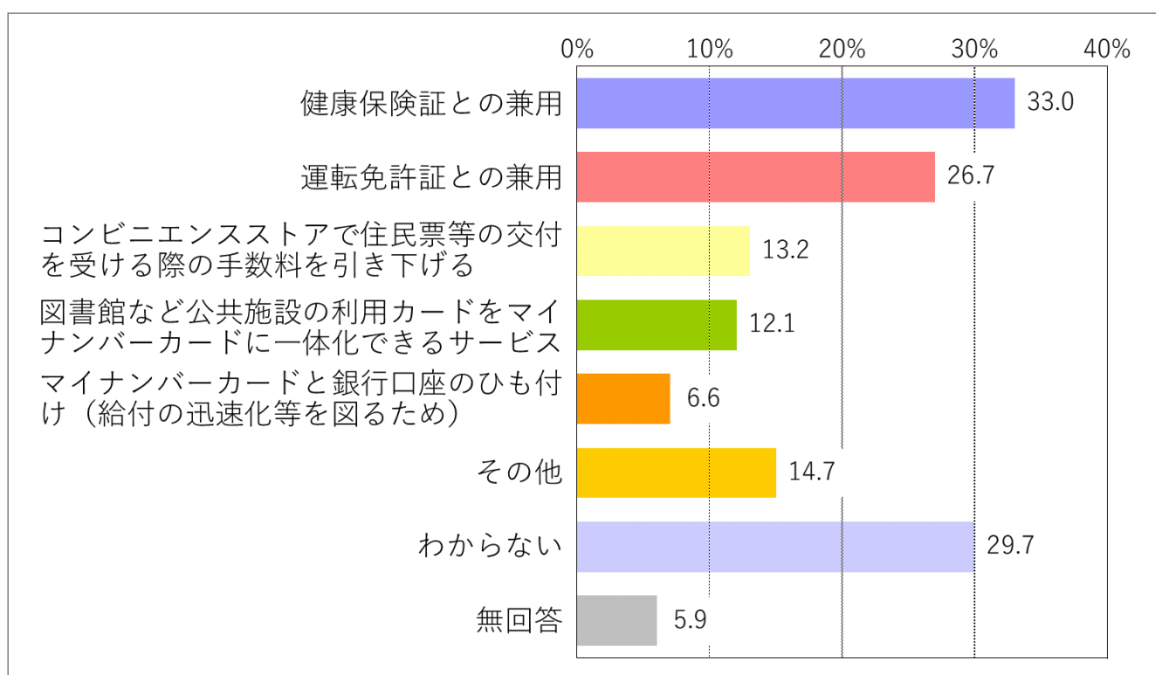
「アンケート回答者のマイナンバーカード保有率」



また、アンケートで、マイナンバーカードを持っていない方に、どうなればマイナンバーカードを取得するかを尋ねたところ「健康保険証との兼用」という回答が最も多くなりました。

今後、行政サービス等でマイナンバーカードの利用機会を増やすことでカードの普及促進を図ることができると考えられます。

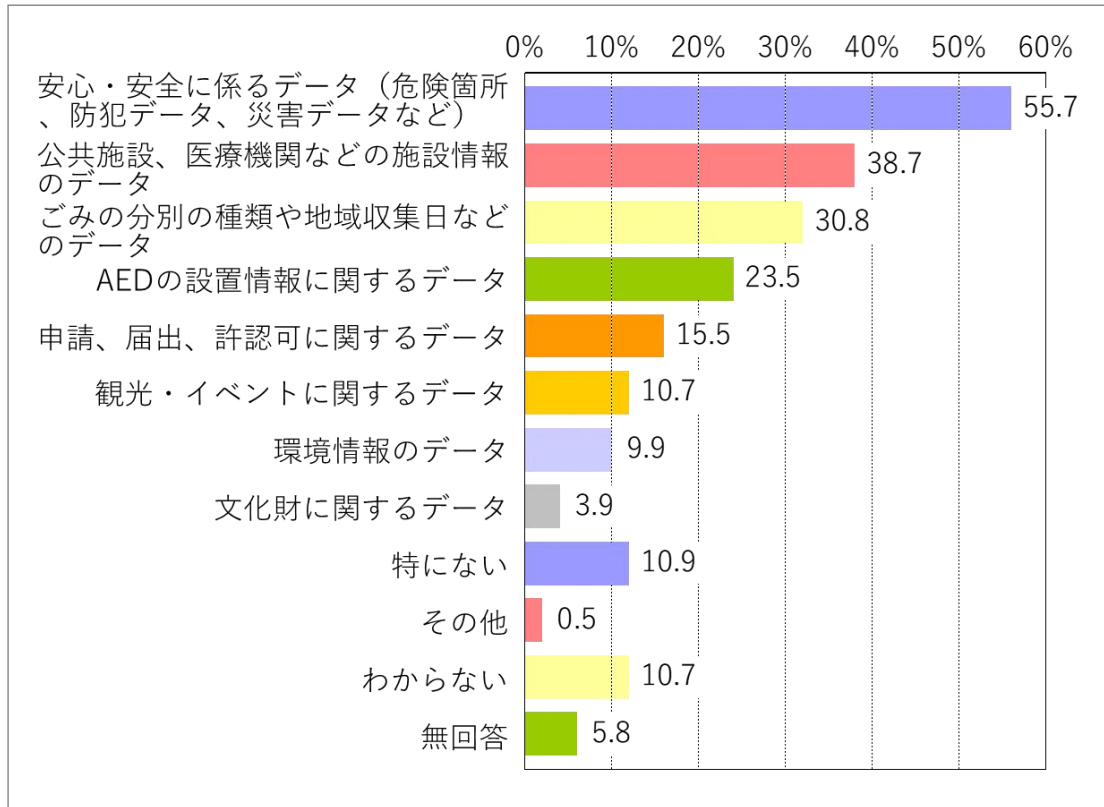
「どうなればマイナンバーカードを取得するか」



(10) オープンデータについて

オープンデータの活用ニーズとしては、「安心・安全に係るデータ」が(7)の市民の関心が高い行政サービス分野と同様に最も多い回答となっており、次いで「公共施設、医療機関などの施設情報のデータ」が多くなっています。

「公開した方が良いと思うオープンデータ」

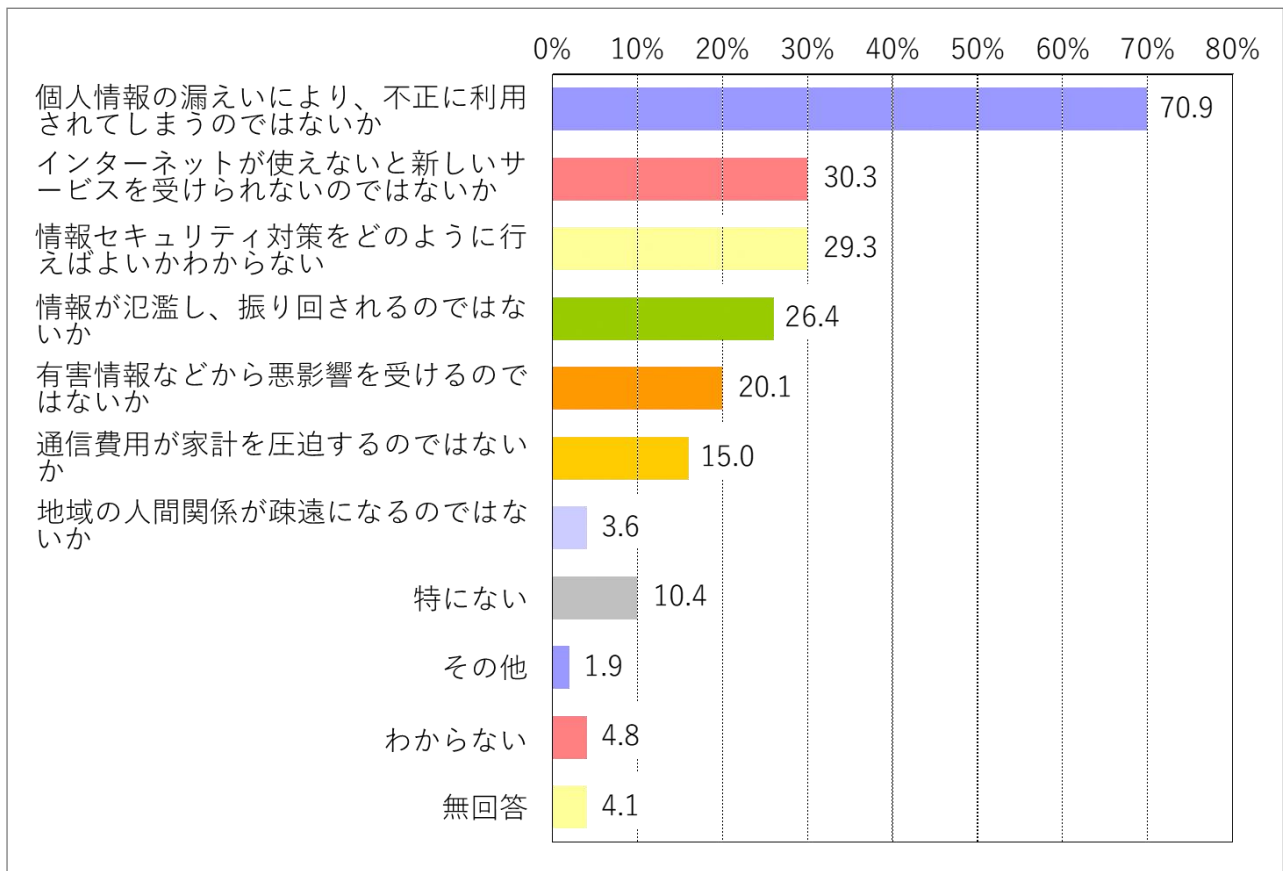


(1) インターネットへの不安

インターネットを利用する上での不安について聞いたところ、最も回答が多かったのは、「個人情報の漏えいにより、不正に利用されてしまうのではないか」でした。

昨今の漏えいした情報を使った犯罪に対する不安などがうかがえます。個人がパソコンその他ネットワーク機器等に物理的なセキュリティ対策を講じることはもちろんのこと、市民の情報セキュリティに対する理解を深め、情報リテラシーの向上を図ることも不安を解消するため必要であると考えます。

「インターネットの利用に感じる不安」



第5章 情報化施策と取組内容

1 計画の基本理念

社会全体で「デジタル化」の流れが加速し、AI、RPA等のデジタル技術が普及する中で、本市においては、行政手続のオンライン化や内部事務の電子化を更に進めていくことなどが課題となっています。これまで紙を中心としていた手続や事務を電子化するとともに、そこで取り扱われるデータに着目し、サービス設計や業務の見直しを行い、更なるサービス向上や業務効率化に活用する「デジタル化」を強力に推進していく必要があります。本計画では、計画期間を「デジタル化」への転換期として位置付け、次のとおり基本理念を定めます。

デジタル変革による市民サービスの向上と効率的な行政運営の推進

2 計画の基本目標

情報化分野における市の現状と課題を踏まえ、本計画では以下の「三つの目標」を設定し、市民の利便性の向上や業務の効率化に活用していく「デジタル化」の実現に向けた取組を推進します。

基本目標① デジタル変革による行政サービスの利便性向上

市民の立場に立った行政サービスのデジタル変革を推進し、各種行政手続において、スマートフォンをはじめとする様々なデバイスを活用し、誰でも、いつでも、どこでも簡単に手続ができるようにするなど、市役所に行く、書類を書くなどの負担がなくなることを目指します。

基本目標② デジタル技術を活用した情報発信の充実

市報、ホームページ、SNS等の様々な手段により魅力あるコンテンツの充実と多チャンネルでの情報発信を推進し、市政情報を更に分かりやすく、タイミングよく届ける仕組みの構築を図るとともに、媒体の特性や利用者の属性に合わせた効率的・効果的な情報発信を目指します。

基本目標③ デジタル変革による行政事務の効率化の推進

行政ニーズが多様化する中、質の高いサービスを提供するため、AI・RPAの導入やペーパーレス会議の実施に向けた環境の整備などICTを利活用して行政運営の効率化を図ることで、より付加価値の高いサービスの提供を計画的かつ効率的に行うことを目指します。


3 計画の施策体系

基本理念	基本目標	主要施策	官デ法対応
デジタル変革による市民サービスの向上と効率的な行政運営の推進	デジタル変革による行政サービスの利便性向上	① 電子申請サービスの拡充	行政手続等のオンライン化原則
		② オープンデータの推進	オープンデータの促進
		③ ICTを活用した窓口の混雑解消に向けた新たな取組の実施	行政手続等のオンライン化原則
		④ キャッシュレス決済の導入	
		⑤ マイナンバーカードの普及と利活用	マイナンバーカードの普及・活用
		⑥ 市税電子申告の促進	行政手続等のオンライン化原則
		⑦ ICTを活用した公金収納方法の拡充	
		⑧ タブレット端末による通訳サービスの導入	デジタルデバインド対策
		⑨ 電子図書の導入	行政手続等のオンライン化原則
	デジタル技術を活用した情報発信の充実	① 市民への効果的な情報発信の拡充	
		② 広報アプリの導入の検討	
		③ ICTを活用した災害・防災情報の提供	デジタルデバインド対策
④ 子育て情報システムの普及・拡大			
⑤ ICT講習会の実施			
⑥ 歴史資料のデジタルアーカイブ化の検討		行政手続等のオンライン化原則	
デジタル変革による行政事務の効率化の推進	① 広聴システムの導入		
	② 標準準拠システムへの移行		
	③ 業務システムの統合		
	④ AI・RPAを活用した業務の効率化		
	⑤ Web会議の拡充の検討		
	⑥ ペーパーレス会議の導入の検討	業務システム改革・業務の見直し	
	⑦ ビジネスチャット*の導入の検討		
	⑧ 文書管理システムの導入の検討		
	⑨ 電子決裁システムの導入の検討		
	⑩ テレワークの導入		
	⑪ 庶務事務システムの導入		
	⑫ 学校教育におけるICT化の推進	デジタルデバインド対策	


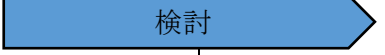

4 計画の主要施策

(1) 基本目標1 デジタル変革による行政サービスの利便性向上



① 電子申請サービスの拡充

<p>所管課</p>	<p>行政経営課、関係各課</p>				
<p>事業概要</p>	<p>行政サービスの利便性向上や業務の効率化を図るため、東京電子自治体共同運営電子申請サービスの活用を推進し、申請、申込等が可能な手続の範囲を拡大します。</p> <p>また、マイナポータル上の「ぴったりサービス」からオンラインで申請できるワンストップサービスの対象分野や手続の拡大を検討し、可能なものから順次実施していきます。</p> <p>さらに、市民がオンラインで行政手続を行う際に、なりすましを防止して確実に本人であることを証明することが可能なマイナンバーカードの電子証明書等による本人確認を行い、安全・安心な行政手続のオンライン化の実現を図ります。</p>				
<p>スケジュール</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>
					



② オープンデータの推進

所管課	行政経営課、関係各課				
事業概要	<p>市が保有するデータのうち個人情報など公開できないものを除いた様々なデータについて、機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能なルールで公開を進める「オープンデータ」を継続的に推進し、提供するデータの順次拡大を図ります。</p> <p>オープンデータの拡大に当たっては、共通化して公開することが望ましいデータ項目を定めた国の推奨データセットの内容等を踏まえつつ、市民及び事業者のニーズに合ったオープンデータの公開を行います。また、データ利用者の利便性を考慮し、東京都内の自治体が共通の形式で公開する東京都オープンデータカタログサイトの活用も検討します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(オープンデータの拡大)				
					
	(東京都オープンデータカタログサイトの活用)				
					



③ ICTを活用した窓口の混雑解消に向けた新たな取組の実施

所管課	市民課、関係各課				
事業概要	<p>行政サービスを受けるための手続が複雑化し、提出書類や確認事項が増え、書類不足等により再来庁をお願いする場合もあるなど、市民の負担につながっています。市民の在庁時間の短縮や来庁回数の削減によって、市民の負担を軽減し、利便性を向上させるため、スマートフォン等を活用し、オンラインで訪問予定の窓口の混雑具合や待ち時間等を確認できるようにするなど新たな仕組みを検討し、実施します。</p> <p>さらに、各種申請・届出等の記入においては、既に市で保有している情報やマイナンバーカードのICチップに搭載された情報を利用して申請書を作成することにより、市民に記入させることなく、申請等が可能になる仕組みを研究します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

④ キャッシュレス決済の導入

所管課	市民課、関係各課				
事業概要	<p>市民にもキャッシュレス決済が浸透してきていることから、民間におけるキャッシュレス決済の導入状況等を踏まえ、市の各種証明書発行等に係る事務手数料について、キャッシュレス決済（電子マネー、QRコード決済等）を導入し市民ニーズに即した行政サービスを提供します。併せてキャッシュレス決済の導入により現金管理に係る事務処理の負担を軽減し、業務の効率化を図ります。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

⑤ マイナンバーカードの普及と利活用

所管課	市民課、関係各課				
事業概要	<p>マイナンバーの利用により、添付書類を省略し、オンラインによりワンストップで各種手続を行うことが可能になります。また、市側からもプッシュ型[※]で各種サービスの提供が可能になるなど、市民サービスの利便性の向上が図られるほか、業務の効率化、公平・公正な負担と給付の実現が図られます。</p> <p>こうしたことから、マイナンバーカードの市民への取得勧奨を実施するとともに、出張受付場所を拡大するなどマイナンバーカードの取得率を向上させる取組を検討し、実施します。</p> <p>また、マイナンバーカードを行政サービスを提供する上での重要なツールとして、認証機能やICチップの空き領域を活用したサービス、マイナポータルやマイキープラットフォーム[※]を利用したサービスなどマイナンバーカードの利活用を推進します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					
					


⑥ 市税電子申告の促進

所管課	課税課				
事業概要	<p>市では、地方税に関する手続きをインターネットを通じて行うことができるシステム（eLTAX）を導入し、申告書を郵送したり、窓口に出向くことなく、自宅や会社のパソコンから手続きを行うことで利便性の向上を図っています。</p> <p>令和元年には、市税申告、給与支払報告書等の電子申告が約5万6千件行われており、課税事務の効率化を図るため、更に市税申告、給与支払報告書等の電子申告の利用を促進します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度



⑦ ICTを活用した公金収納方法の拡充

所管課	収納課				
事業概要	<p>市税等の納付方法を多様化し、納付の利便性の向上を図るため、納付方法にスマートフォンアプリ決済を導入するほか、地方税共通納税システムの対象税目の拡大へ対応するなど電子納付サービスを充実させます。</p> <p>また、収納事務については、納期限までに市税等の納付が確認できない市民に対して、収納・滞納管理システムを使用して催告書を一齐送付しています。このシステムを改修し、催告書の一齐送付の際に納付書を添付できるようにすることで、納付の機会を拡充し、市税等の収納率向上と公平・公正な負担の実現を図ります。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(スマホ決済アプリの導入)				
	(地方税共通納税システムによる収納対象拡大への対応)				
(納付書添付のシステム改修)					

⑧ タブレット端末による通訳サービスの導入



所管課	協働推進課				
事業概要	日本語による意思疎通が困難な外国人に対し、母国語でコミュニケーションを取ることで、安心して情報を入手したり、手続、相談等ができるよう窓口にタブレット端末を設置し、多言語に対応したオペレーターとテレビ電話を用いた通訳サービスを導入します。				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

⑨ 電子図書の導入


所管課	図書館				
事業概要	<p>電子図書を導入し、スマートフォン、パソコン等を使った図書の貸出しを行える環境を整備します。</p> <p>図書館の開館時間に関係なく、利用者がいつでも好きな時間に利用が可能となり、市民のライフスタイルの多様化に対応することで、市民の利便性の向上が図られるとともに、電子図書の貸出期限の管理をデータ上で自動的に行うことができるなど図書貸出業務の負担軽減も期待できます。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

(2) 基本目標2 デジタル技術を活用した情報発信の充実

① 市民への効果的な情報発信の拡充

所管課	秘書広報課				
事業概要	<p>既に導入しているFacebook、Twitter及びYouTube（ユーチューブ）以外の新たなSNS（LINEなど）の活用を検討し、情報発信の拡充を図ります。</p> <p>また、市ホームページについてはアクセシビリティ（アクセスのしやすさ）やユーザビリティ（使いやすさ）に配慮した誰もが利用しやすいホームページの提供を行うなど更なる充実を図るとともに、SNS以外の新たな情報発信手段について、他の自治体などの導入状況も踏まえながら、市民に対する情報発信手段の仕組みを充実させていきます。</p> <p>さらに、年齢層によって情報を収集する方法が異なるため、対象者別に広報媒体の活用手法を検討し、市政情報がより効果的に届く仕組みを研究します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					


② 広報アプリの導入の検討

所管課	秘書広報課				
事業概要	<p>情報発信のデジタル化を推進し、市ホームページやTwitter等のSNSに加えて、市報の閲覧や市政情報等を簡便に取得することができる市独自の広報アプリの導入について検討します。</p> <p>スマートフォンのアプリを利用することで、市政情報等をプッシュ通知としてスマートフォン画面へ配信することができ、緊急情報や重要な情報を見落とすリスクを減少させることができます。</p> <p>また、導入の検討に当たっては、全ての市政情報等を発信するのではなく、媒体の特性や利用者の属性に合わせた効率的・効果的な情報発信を行うとともに、既に市で単独で導入している他のアプリとの統合等についても併せて検討します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					


③ ICTを活用した災害・防災情報の提供

所管課	防災安全課、秘書広報課				
事業概要	<p>正確かつ迅速な災害情報の収集・提供や防災情報の効果的な周知を図るため、防災行政無線、市ホームページなど様々な手段を活用して情報発信をしてきましたが、新たな情報発信手段の検討や防災行政無線による災害・防災情報の提供方法等の更なる充実に努めます。</p> <p>また、避難所開設時等において災害対策本部との情報連絡体制を確立するため、無線による通信体制の強化を図るとともに、デジタルサイネージ*等を活用した避難者に対する情報提供の方法などについても検討します。</p> <p>さらに、災害発生時には市ホームページへのアクセスの集中が予想されることから、市ホームページのサーバがダウンすることがないように災害時用ページをあらかじめ作成しておき、いつでも災害時モードに切り替えられる環境を整備し、市ホームページの安定的な運用を行います。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(新たな情報発信手段等)				
	検討	実施			
	(避難所での情報提供方法の検討)				
検討					
(市ホームページの安定的な運用)					
検討	実施				

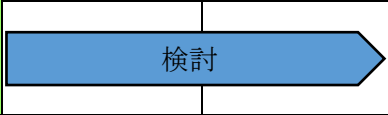
④ 子育て情報システムの普及・拡大

所管課	健康推進課、子ども子育て支援課				
事業概要	<p>子どもの生年月日等を登録することで予防接種や健康診査のスケジュールを作成でき、多言語に対応したスマートフォン向けアプリケーションソフト「子ども・子育て応援ナビ」の普及・拡大を図り、子育てを支援します。</p> <p>国等が作成した啓発ポスターを市内の医療機関に配布するとともに、乳幼児検診等の案内の際にナビの登録を促すチラシ等を同封したり、市で実施する乳幼児検診等で積極的に周知を行い、利用の促進に努めます。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

⑤ ICT講習会の実施



所管課	文化振興課				
事業概要	<p>スマートフォンやパソコンの操作が苦手な市民を対象とした講習会を実施し、市民の情報リテラシーの向上を図ります。</p> <p>さらに、情報セキュリティ対策をテーマにするなど講習会の内容の充実についても検討します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

⑥ 歴史資料のデジタルアーカイブ化の検討



<p>所管課</p>	<p>文化振興課</p>				
<p>事業概要</p>	<p>市が所蔵する歴史資料を市民がいつでもどこからでも閲覧できるようにするとともに、保存記録として活用が図られるよう資料のデジタル化を検討します。</p> <p>デジタル化することにより、市民等の調査研究への活用を促進し、更なる利便性の向上を図るとともに、市の歴史に関する情報を広く発信することで地域の活性化を推進します。</p>				
<p>スケジュール</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>
					

(3) 基本目標 3 デジタル変革による行政事務の効率化の推進



① 広聴システムの導入

所管課	秘書広報課				
事業概要	<p>市長への手紙、タウンミーティング等で市民から寄せられた市政等に関する意見や要望をデータベース化し、一元管理できる広聴システムを導入します。</p> <p>これまで部署ごとに管理していた市民の意見等やその対応記録をシステムに蓄積し、共有することにより、迅速かつ適切な対応を図るとともに、市民サービスの質をより一層向上させます。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					


② 標準準拠システムへの移行

所管課	行政経営課、関係各課				
事業概要	<p>国では住民記録、税、福祉など自治体の主要な業務を処理する情報システムの標準仕様を作成し、各自治体はその標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指しています。</p> <p>市の現行の基幹系システムは令和7年度までの契約となっており、今後、国が示す移行期間やシステムの更新時期等を踏まえ標準準拠システムへの移行を行います。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					



③ 業務システムの統合

所管課	行政経営課、財政課、職員課				
事業概要	業務の効率化と経費縮減を図るため、財務会計システムの更改に合わせて、地方公会計システム及び人事給与システムを財務会計システムに統合します。				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

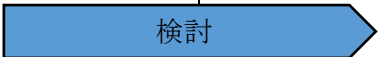
④ AI・RPAを活用した業務の効率化

所管課	行政経営課				
事業概要	<p>AIやRPAの活用について、市ではこれまでレセプト自動点検システムや議事録作成支援システムを導入してきました。</p> <p>今後も手書きや印刷された文字情報をスキャナ、プリンタ等で読み取るAI-OCRの導入など更にAIやRPAの活用を図り、人が行う知的作業の代行や単純作業の削減によって業務を効率化し、経費の縮減を図ります。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					


⑤ Web会議の拡充の検討

所管課	行政経営課				
事業概要	<p>Web会議システムは、遠隔地との間でネットワークを通じて映像・音声のやり取りや資料の共有などのコミュニケーションを可能にするツールであり、会議や研修に活用することで移動時間を削減し、業務の効率化を図ることができます。さらに、Web会議は、参集を要する会議と比較して適時に会議を開催できることから、迅速な情報共有や意思決定が期待され、また、専用機器や専用回線を用いてコミュニケーションを行うテレビ会議（ビデオ会議）よりも、費用を安価に抑えることができるという利点もあります。</p> <p>市では、令和2年度にWeb会議システムを導入し運用を始めましたが、今後更にWeb会議を実施する機会が増えることが想定されることからWeb会議システム用機器の増設を図るとともに、庁内の会議での活用を検討します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	(機器の増設)				
					
	(庁内会議での活用)				
					


⑥ ペーパーレス会議の導入の検討

所管課	行政経営課				
事業概要	<p>紙資料の印刷製本及び配布に係る事務負担の軽減等によりコストの削減を図るとともに、円滑な会議の運営を行うため、タブレット端末等を活用したペーパーレス会議の導入を検討します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					


⑦ ビジネスチャットの導入の検討

所管課	行政経営課				
事業概要	<p>ビジネスチャットは、既存のSNSのようにコミュニケーション等を図ることができ、業務管理やファイル共有といった機能を有するシステムです。</p> <p>情報の共有による効率化、意思決定の迅速化など業務効率の改善を図るためのツールとして、庁内で利用可能なビジネスチャットの導入を検討します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					



⑧ 文書管理システムの導入の検討

所管課	文書法制課				
事業概要	<p>公文書を適正に管理するために、文書の收受から保存、公開、廃棄に至るプロセスを一元管理できるシステムの導入を検討します。また、市民参加による公正で開かれた市政を一層推進するため、市ホームページ上で公文書の目録検索ができるようにすることも併せて検討します。</p> <p>システムの導入により、文書管理の各プロセスをシステム化し、事務処理を更に正確かつ迅速に行えるようにするとともに、保管文書の廃棄や移動、公開請求のあった公文書の検索など人手が必要だった作業もシステム上のデータとして扱うことで業務の効率化を図ります。また、保管スペースの縮小や庁内のペーパーレス化も推進します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					



⑨ 電子決裁システムの導入の検討

所管課	文書法制課				
事業概要	<p>これまでの紙に押印する形で庁内の意思決定を行う方法を見直し、電子決裁システムを用いた意思決定方法の導入を検討します。</p> <p>意思決定の方法を電子化することにより決裁過程の透明性を確保するとともに、事務処理に要していた時間を短縮することで、更なる業務の効率化を図ります。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					


⑩ テレワークの導入

所管課	職員課、行政経営課				
事業概要	<p>災害時等の業務継続や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図り、時間や場所に制約されない多様な勤務形態を実現するため、在宅勤務においてモバイル端末を利用して業務を行うことが可能となるテレワークを導入します。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

⑪ 庶務事務システムの導入

所管課	職員課				
事業概要	<p>現在、タイムカード、紙台帳等で管理している職員の出退勤等の管理をシステムで行えるようにします。</p> <p>従来、紙で行っていた事務処理をペーパーレス化し、電子化することによって業務の効率化を図ります。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

⑫ 学校教育におけるICT化の推進

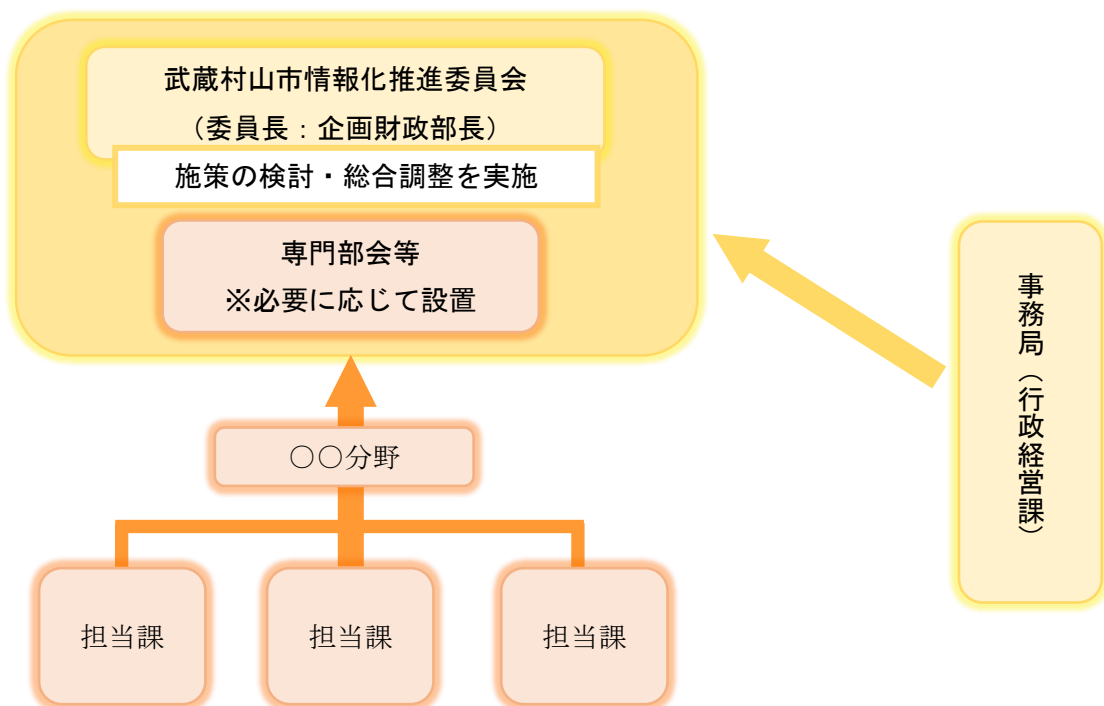
所管課	教育指導課				
事業概要	<p>ICTを活用した授業を推進するとともに、校務の効率化による教育の質の向上を図るため、これまで教育用タブレット端末、校内LAN、校務支援システムの導入などICT教育の環境整備に努めてきました。</p> <p>さらに、令和2年度には文部科学省が推進するGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒に一人1台の教育用タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークの整備も行いました。</p> <p>今後は、情報活用能力の育成、プログラミング教育の充実など新しい教育課題に対応し、子どもたちの確かな学力の定着や個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、教員のICT活用指導力の強化やICT支援員等の効果的な活用などソフト面の充実に取り組んでいきます。</p>				
スケジュール	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
					

第6章 推進体制

1 計画の推進体制

本市では、情報化施策の推進及び電子計算組織の運営に関する総合調整を行うことを目的として、「武蔵村山市電子計算組織の管理運営に関する規則」に基づき、「武蔵村山市情報化推進委員会」を設置しています。複数の担当課の責任者を委員として、担当業務の枠を超えて横断的に情報化の推進の在り方を検討し、実施体制の総合調整を図っています。また、分野ごとに、関連する担当課が相互に連携して情報化施策を検討・実施し、必要に応じて部会を設置して特定の事項について、専門的な調査・研究と検討を進めることとしています。

【情報化推進体制図】



2 計画の進捗管理

各施策を効果的・計画的に推進し、市民サービスの向上や業務効率化を実現していくためには、PDCAサイクルに基づく進捗管理が重要です。そのため、定期的に各主要施策の達成状況を調査し、庁内組織である武蔵村山市情報化推進委員会において全庁横断的な体制で取り組みます。

また、本計画に掲げた各事業については、毎年度進捗状況を評価し、必要に応じてスケジュールの変更や事業の見直しを行います。

3 情報セキュリティの確保

(1) 研修の実施

職員に、情報漏えいや盗難といったリスクから市の情報資産を守るために必要な情報セキュリティに関する知識を身に付けさせるとともに、情報管理についての意識の高揚を図るため、

情報セキュリティ研修を定期的に実施します。

(2) 監査・点検の実施

武蔵村山市情報セキュリティポリシーで定めた基本方針、対策基準及び実施手順等が遵守されていることを検証するため、情報セキュリティ監査及び点検を定期的に実施します。また、監査の実施に当たっては内部監査だけでなく、外部監査も取り入れることで客観性を高め、安全性の確保を図るとともに、監査のノウハウの蓄積を図ります。

4 職員のICT活用能力の向上

職員のICTを活用する能力を高め、業務改善や市民サービスの質の向上を図るため、現在、ソフトウェアの操作方法やマイナンバー制度についてなどICTの専門的な知識の習得を目的とする多様な職員研修を行っています。

今後、職員が自席で学習できるeラーニング研修の受講を促すなど更に研修の機会の拡大を図り、職員のICTに関する技術や知識の習得に努めます。

資料編

1 武蔵村山市電子計算組織の管理運営に関する規則

○武蔵村山市電子計算組織の管理運営に関する規則（抄）

平成8年武蔵村山市規則第88号

（委員会の設置）

第3条 情報化施策の推進及び電子計算組織の運営に関する総合調整を行うため、武蔵村山市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所掌事務）

第4条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議をする。

- (1) 情報化施策の推進に関すること。
- (2) 電子計算処理の調整に関すること。
- (3) 電子計算処理のプログラムの開発等に関すること。
- (4) 電子計算組織の効率的な運営に関すること。
- (5) 電子計算組織のセキュリティ対策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、電子計算処理に係る重要事項に関すること。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、企画財政部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、中央電子計算組織の管理運営を主管する課長（以下「電算主管課長」という。）をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員は、企画財政部企画政策課長、市民部市民課長、同部課税課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、子ども家庭部子ども青少年課長及び教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

（委員会の会議）

第6条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（専門部会）

第7条 委員会は、必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を設け、専門的事項について調査、研究をさせることができる。

（部会の組織）

第8条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、会務を総理する。

3 部会員は、専門的事項に係る課の職員の中から、委員長が指名する。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により決定する。

(部会の会議)

第9条 部会は、必要に応じ、部会長が招集する。ただし、最初の会議は、委員長が招集する。

2 部会は、必要に応じ、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 部会長は、専門的事項の調査、研究が終了したときは、委員長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、行政経営課において処理する。

2 情報化推進委員会委員名簿

区 分	氏 名	職 名
委員長	神山 幸男	企画財政部長
副委員長	安齋 高	企画財政部行政経営課長
委 員	増田 宗之	企画財政部企画政策課長
委 員	持田 文吾	市民部市民課長
委 員	指田 政明	市民部課税課長
委 員	加藤 俊幸	健康福祉部高齢福祉課長
委 員	阿部 淳一	健康福祉部障害福祉課長
委 員	田代 勝久	健康福祉部生活福祉課長
委 員	川口 涉	健康福祉部健康推進課長
委 員	佐藤 哲郎	子ども家庭部子ども青少年課長
委 員	井上 幸三	教育部教育総務課長

3 計画の策定経過

開催期日	内容
令和2年4月2日	情報化推進委員会の開催
令和2年8月17日	情報化推進委員会の開催
令和2年9月1日～ 令和2年9月21日	市民アンケート調査の実施
令和2年9月4日～ 令和2年9月18日	第五次情報化基本計画の策定に向けた庁内アンケートの実施及び第四次情報化基本計画主要施策の推進状況調査
令和2年12月11日	第五次情報化基本計画の策定に向けた庁内ヒアリングの実施

令和2年12月22日～ 令和3年1月6日	第五次情報化基本計画（素案）について庁内に意見照会
令和3年1月8日	情報化推進委員会の開催
令和3年1月25日	調整会議の開催
令和3年2月1日～ 令和3年3月2日	第五次情報化基本計画（素案）についてパブリックコメントの実施
令和3年3月16日	庁議の開催

4 用語集

オープンデータ

国、地方自治体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの、②機械判読に適したもの、③無償で利用できるもの、といういずれの項目にも該当する形で公開されたデータのこと。

基幹系システム

地方自治体の行政事務のうち、住民に接する業務を扱うシステムのこと。主な業務として、住民記録、税、福祉等が挙げられる。

クラウド

事業者等によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性をもつ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの

自治体情報セキュリティクラウド

東京都と市区町村が協力し、インターネットの接続口を都道府県単位で一つに集約化した上で、状態監視やログの分析・解析などを行う高度なセキュリティ対策のこと。

情報提供ネットワークシステム

行政機関などが発行する各種の証明書に記載されるような個人情報（世帯構成、所得、身体障害者手帳の有無など）を、他の行政機関などからオンラインで照会できるようにするシステムのこと。

スマートシティ

現在世界が抱えているエネルギー・環境・都

市問題など様々な問題の解決策として、情報通信・エネルギー・環境などの先端技術を組み合わせることで形作る次世代の都市の姿のこと。スマートシティは、「高度化され、経済的にも優れ、環境への配慮をしつつ市民の生活の質を高め、更なる経済成長を続けられる都市」といえる。スマートシティを実現するための方策として、再生可能エネルギーの導入、スマートグリッドの構築による電力の有効利用と安定供給、熱・電気統合によるエネルギーの有効活用、水資源の効率的な利用、効率的な次世代交通システムの整備などがあり、市民にもライフスタイルの変革が求められている。

セキュリティポリシー

各市区町村で、組織が取り扱う情報やコンピュータシステムを安全に保つための基本方針や対策基準などを定めたもの

デジタルアーカイブ

図書館、博物館、美術館などにある書籍や骨董品など、有形・無形の所蔵品をデジタル化して保存等を行うこと。

デジタル・ガバメント

デジタル技術の徹底活用と、官民協働を軸として、全体最適を妨げる行政機関の縦割りや、国と地方、官と民という枠を超えて行政サービスを見直すことにより、行政の在り方そのものを変革していくこと。

デジタル技術

デジタルを前提とした技術のこと。デジタルとは数値化されたデータを意味し、広義の意味では世の中に存在するモノや出来事などをコンピュータで扱えるデータの形にした状態を指す。デジタル技術の代表的なものとしては、現在急速に発展しつつある、AIやIoTなどが挙げられる。

デジタルサイネージ

デジタル技術を活用し、平面ディスプレイ等によって映像や画像、情報等を表示する電子的な掲示板のこと。

デジタルデバイド

インターネット、パソコン等のICTを利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

デジタルトランスフォーメーション

Digital transformation (DX) のこと。「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念で、平成16年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱したとされている。

テレワーク

デジタルを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のことであり、雇用型と自営型に大別される。一般的に、労働者が所属する事業場と異なる場所で、所属事業場で行うことが可能な業務を行うこと。在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務などがある。

ビジネスチャット

主に業務連絡やビジネス上のコミュニケーションのための利用が想定されたチャット用のツールやサービスの通称のこと。ビジネスチャットは、基本的には複数名が参加するグループチャットの形式を取り、複数名でリアルタイムに情報を共有しつつ指示できる手段として使える。私用向きのチャット（メッセージャー）に比べて、柔軟なグループの細分化、メンバー管理や権限の存在、セキュア性、他のビジネス向けサービスとの連携といった要素が充実している。

ぴったりサービス

マイナンバー制度の導入に併せて構築した、

国民一人一人がアクセスできるポータルサイトにおいて、子育て・介護などの手続きがオンラインで申請できるシステムのこと。

プッシュ型（プッシュ通知）

市役所などが住民に対して、「市役所にどんなサービスがあるのか」、「何を申請すべきか」など、受けられる行政サービス情報を該当者にお知らせし、そこから簡単に手続きなどができるサービスのこと。プッシュ型行政サービスともいう。

マイキープラットフォーム

マイナンバーカードのマイキー部分を活用して、マイナンバーカードの各種サービスと呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤のこと。

マイナポータル

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築した、国民一人一人がアクセスできるポータルサイトのこと。具体的には、自己情報表示機能、情報提供等記録表示機能、プッシュ型サービス、ワンストップサービス等を提供する基盤であり、国民一人一人が様々な官民のオンラインサービスを利用できる。

マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバー法に基づき発行される身分証明書の一つであり、所有者の氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）、証明写真などを券面に表示したもの

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）

国内の市区町村に住民登録のある全ての国民にマイナンバー（個人番号）を割り当て、同一人であることを確認するための制度で、「公平・公正な社会の実現」、「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的とするもの。法人には、1法人一つの法人番号が割り当てられる。

ワンスオンリー

行政機関が一度提出を受けた情報は、原則再度の提出を求めない仕組みのこと。

ワンストップサービス

一度の手続で、必要とする関連の手続を全て完了させられるように設計されたサービス又は最初に使用した一つの窓口で必要とする全てのサービスが受けられるサービス形態のこと。

AI

Artificial intelligence（人工知能）の略で、蓄積されたデータを基にその最適値を判断する機能。温度の変化によって機能を動作させる家電など比較的単純なものから、データのみならずルールも自ら学習することで、判断の精度がより向上するものまで幅広く研究・開発されている。

BPR

Business Process Reengineeringの略で、既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、全体的な解決策を導き出すこと。国民、事業者及び職員の負担を軽減するとともに、事務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組のこと。

GIGAスクール構想

児童・生徒向けの一人1台の教育用タブレット端末と高速大容量の通信ネットワークの二つを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させるという文部科学省の構想のこと。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報処理や通信に関連する技術のことで同

じような意味で使われるITよりも情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションに重きを置いた言葉である。

IoT

Internet of Thingsの略で、身の回りのあらゆるものがインターネットにつながる仕組みのこと。パソコンなどのこれまでもインターネットにつながっていたものだけでなく、エアコンやスピーカーなどの電化製品や、これまでインターネットと無縁だったモノがインターネットにつながることで、遠隔操作や制御、認識ができるようになる。

LGWAN

Local Government Wide Area Networkの略で、総合行政ネットワークと訳される。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続する高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークのこと。

PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）、実施（do）、検証・評価（check）、見直し・改善（action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

QOL

Quality of Lifeの略で、生活の利便性や快適性などの質のこと。

RPA

Robotic Process Automationの略で、プログラムを使って業務を自動化する仕組みのこと。

SNS

Social Networking Serviceの略で、人と人とのコミュニケーションをインターネット上で構築するサービスのこ

と。Facebook、Twitter、LINE、Instagramなどが代表的なSNSとして挙げられる。

5G

現在主流となっている4Gの次世代モバイル通信規格のこと。4Gと比較して通信速度は20倍、同時接続数は10倍で、自動運転や遠隔治療等の医療分野など多方面での利用が可能

武蔵村山市第五次情報化基本計画
(令和3年度～令和7年度)

発行年月／令和3年3月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市企画財政部行政経営課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市